

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|--------------|-----------------|-------|-------|---|-----|---------------------------------------|-------|-------|--|--------|---------------|-----------------|----------|----------|------|---------|---------------------|--------|------------|----------------|---|-------------------------|---|------------|-----------|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205001 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 研修・技能実習制度の業種拡大 | 5024 | 5024001 | | G16 | 国土興産株式会社 | 1 | A | 研修・技能実習制度の業種拡大 | 現在の62職種を拡大いただき、リサイクル業も指定業種に入れてほしい。 | 古紙、金属類、プラスチックなどのリサイクル事業 | 循環型社会への取り組みは日本だけでなく、全世界で取り組まなければなりません。弊社では「分ければ資源」をキーワードにし、家電及びプラスチックの分別を行っています。特にプラスチックは、正しく分別すれば何度でも利用することができます。しかし、プラスチックの種類は多く、また機械を用いた分別は大変困難です。よって、分別者の知識は勿論のこと、視覚や嗅覚、触覚、さらには聴覚を用いてプラスチックの分別を行っております。分別を行った後、破砕などの工程を行い、再生ペレットを生産することにより、プラスチックのリサイクルが完了いたします。これらの知識や技術を習得するためには、3年間の研修を行わなければならないと考えております。研修及び実習が完了した際には、循環型社会を構築するための人材として日本のみならず世界規模で必要となる人材になると思われます。 | 出入国及び難民認定法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205001 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 技能実習制度の対象職種拡大 | 5031 | 5031001 | | G16 | (社)日本インドネシア経済協力事業協会 | 1 | A | 技能実習制度の対象職種拡大 | 現行62指定業種を大幅に増やして欲しい。 | | 現行制度では、対象が62に限定されており、これ以外の業種に属する多数の企業からの要望に応えられません。具体的には、農業、林業、水産業、サービス業(例えばホテル)、ガラス製造、発泡スチロール成形、自動車の整備等裾野分野の広大な自動車関連部門、クリーニング業、化学工業及び既存以外の食品加工の製造等があげられます。若者の職業観と価値観が大きく変化しており、新卒でも、ハローワークでも長続きせず、すぐ離職してしまう。折角指導教育しても、ものなる前に辞めてしまい、技術が移転できず、無駄が多い。この解決には、職種を拡大し、開口を広げるの一番効果があると考えます。一方、研修制度の枠は崩さぬよう、新職種に対応する検定試験の創設を必要とあります。 | 出入国及び難民認定法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205001 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 技能研修制度の職種、作業の拡大 | 5036 | 5036001 | | G16 | 株式会社ニチレイ ティー・ビ・センター | 1 | A | 技能研修制度の業種拡大 | 食品製造関係(6職種11作業)に低温冷凍食肉、食品加工、包装作業を指定業種に入れて欲しい。 | | 若年労働者の確保が困難であり技術移転、継続的人的確保が食品加工部門の重要課題となっております。研修制度の採用を検討しましたが研修生受け入れ、対食職種、作業に合致していませんでした。是非共指定職種、作業に追加して頂くことを要望します。採用ができれば技術移転、国際貢献に寄与出来ると確信しております。是非食品加工製造を指定職種に追加して頂くことを要望いたします。 | 難民法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205001 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 技能実習制度の業種拡大 | 5040 | 5040001 | | G16 | リバー Steele 株式会社 | 1 | A | 技能実習制度の業種拡大 | 機械金属関係の金属プレス加工で鋼管引き抜き作業を指定職種、作業に入れて欲しい。 | | 若年労働者の確保が困難であり技術移転、継続的人的確保が製造部門の重要課題となっております。研修技能実習制度の採用を検討しましたが実習生移行試験対象職種、作業に合致していませんでした。是非共指定職種、作業に追加して頂くことを要望します。研修制度で採用できましたら技術移転、国際貢献に寄与出来ると確信しております。 | 難民法 | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|--------------|-----------------|-------|-------|---|-----|---------------------------------------|-------|-------|--|--------|-------------------|---------------------|----------|----------|------|---------|-----------------------|--------|------------|---------------------|---|---|--|---|---|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が無く資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205001 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 外国人研修・技能実習制度について | 5061 | 5061002 | | G16 | ゴウダ株式会社関東工場 | 2 | A | 外国人研修生・技能実習制度について | 技能実習移行職種の増加・現行では限られた職種のみ技能実習移行が可能になっているが、その対象となる職種を増やして貰いたい | | 研修生受け入れの成果を受けて、社内の別部署からも検討したいといった意見が出たが、技能実習移行可能な職種の問題・研修生の人数の問題があり実行できないのが現状、職種の問題からも、制度の拡大を検討頂きたい | 難民法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が無く資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205001 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 研修実習制度の職種の拡大 | 5139 | 5139001 | | G16 | 民間企業 | 1 | A | 研修実習制度の職種の拡大 | 特殊機能フィルムの加工製造業(特殊フィルムに特殊機能性樹脂を塗布・塗装し乾燥、加工、検品までの一連の製造作業) | 特殊機能フィルムの加工製造業(特殊フィルムに特殊機能性樹脂を塗布・塗装し乾燥、加工、検品までの一連の製造作業) | パソコン、テレビなどに使用されるフラットパネルディスプレイは飛躍的に世界需要が拡大しています。特殊機能フィルムはフラットパネルディスプレイに不可欠な部材です。また、その加工技術は他の分野での活用も期待でき、今後発展を目指す。国、地域にとっては産業の裾野の拡大のために有益な分野であると確信します。 | 難民法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が無く資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205001 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 研修実習制度の職種の拡大 | 5139 | 5139002 | | G16 | 民間企業 | 2 | A | 研修実習制度の職種の拡大 | 食用加工油脂製造業を対象職種に追加していただきたい | マーガリン・ショートニングの製造に必要な原材料受入れ、投入作業および包装工程製造・監視作業 | 食品に対する嗜好の多様化からマーガリン・ショートニングの使用範囲が拡大しています。食生活は各国により異なっており、日本の食文化の一端を知りえることは今後の発展を目指す国々にとって有益なものと思われ、 | 難民法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が無く資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205002 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | 技能実習修了生の国内での就労の途を開放 | 5074 | 5074002 | | G17 | 株式会社スタッフサービス・ホールディングス | 2 | A | 技能実習修了生の国内での就労の途を開放 | 現行制度では、3年で帰国しなければならぬが、一定水準以上の技能を習得(公的機関等の一定の資格を取得)した者に対しては、滞在資格を付与し引き続き国内において就労可能とする。 | 認定資格取得のための支援(教育・情報提供)を行うとともに、制度の積極的な活用を実習生・受入企業双方に促す。 | 3年を超えて国内での就労が可能になれば、将来のキャリアビジョンより逆算して、長期スパンでの研修計画が設定可能となり、現行制度下での実習より高水準の技術が習得でき、母国の産業の発展に一層高いレベルで貢献することが可能になると思われる。 | 出入国管理及び難民認定法第七条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理 | 添付資料「海外からの研修・技能実習生の受け入れについて(案)」P4、P6、P7参照 |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|--------------|-----------------|-------|-------|---|-----|---|-------|-------|--|--------|-------------------|--|----------|----------|------|---------|----------------|--------|------------|--|---|---|--|--|-----------|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205002 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | 外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習就労後の就労ビザ取得制度の創設(就労ビザの要件緩和)) | 5119 | 5119003 | | G17 | テンプスタッフグループ | 3 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習就労後の就労ビザ取得制度の創設(就労ビザの要件緩和)) | 現在、技能実習就労後の日本での就労は認められていないが、技能実習修了生のうち、ある一定の高度スキルを持つものあるいは公的資格を有するものに対し、正規の就労ビザを取得できるものとする。 | 技能実習修了生のうち優秀な人材に対して、高度人材として正規のビザを発給する。国内外の日本企業がより多くの高度人材を採用できるシステムを構築することにより、日本経済の発展及び、世界の開発途上国の発展につながる。 | 優秀又は高度な人材を研修制度に基づき受け入れた場合であっても、技能実習終了時には雇用契約を終了させなくてはならない。後継者問題(特に特殊技術や伝統工芸分野等)を抱えている国内企業においては、修了生のうち優秀又は高度な人材については、就労を可能とするニーズが非常に大きい。 | 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成五年法務省告示第四百一十一号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正) | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205002 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | 外国人研修・技能実習制度の見直し(就労ビザの優先発給) | 5124 | 5124003 | | G17 | 株式会社フルキャスト | 3 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し(就労ビザの優先発給) | 技能実習終了後、優秀な技能実習生に対して就労ビザを発給し、引き続き日本で就労ができるようにする。 | | 研修生の帰国後、技術取得の期間が短期間の為、母国での就労が困難なことから、習得した技術を生かす為には経験年数が必要となる。これを支援する為、に優良な研修生に対し、就労ビザの発給を緩和し、元受け入れ企業での実務経験をつませる必要がある。 | 技能実習制度推進事業運営基本方針 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 要請者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 来日外国人の犯罪が悪化しているのは、主に、短期ビザ・日系人、留学、就学ビザで来日している者であり、研修・技能実習生の犯罪率は低い。弊社としてもこの点を踏まえ、今回の要望とした。 また、短期ビザ等で入国してくる者の犯罪率悪化にあたり、今後何らかの措置が講じられる予定があるかを伺えたらと思う。 | c | | 外国人研修・技能実習制度については、現行の制度において、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところであり、犯罪が起る例が少ないとは認識していない。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 外国人の受け入れを検討する大前提として、現状を解決するために必要な具体的な制度について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205003 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | (財)国際研修協力機構が行う業務の民間開放 | 5056 | 5056001 | | G19 | マンパワー・ジャパン株式会社 | 1 | B | (財)国際研修協力機構が行う業務の民間開放 | 研修・技能実習制度の運営において、(財)国際研修協力機構が行う研修生の紹介、入管関係の諸手続、日本語教育や生活への各種支援等の業務を当社に民間開放する。 さらに、当社が相手国の送出機関、我が国の第一次受入機関となることで、研修生の受入企業及び研修生に対するワンストップサービスを行う。 | (財)国際研修協力機構が行う研修生の紹介、入管関係の諸手続、日本語教育や生活への各種支援等の業務に加え、当社が相手国の送出機関、我が国の第一次受入機関となることで、研修生の受入企業及び研修生に対するワンストップサービスを行う。 | 研修・技能実習制度の運営を、当社がその知見やノウハウを生かして、ワンストップサービスで行うことで、研修生の受入企業に対して、サービスの効率化によるコストダウンとサービスレベルの向上を同時に実現することができる。また、研修生に対しても、能力開発の知見を生かして、きめ細かい相談に応じ、日本の技能習得をより効果的なものにする。さらに、技能実習生が帰国後に就職できないという課題に対しても、当社の持つ世界的ネットワークを利用することで、帰国後の就業を容易にすることができる。 これらにより、研修生は、日本より高度な技能を学ぶことができ、かつ、帰国後にも日本で習得した技能を大いに活用することができる。 | 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示) 技能実習制度推進事業運営基本方針 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 要請者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 現在、JITCOが行っている事業は弊社を含む民間企業に、民間企業が行うことでの認識であり、民間企業が行うことが可能である。(例:弊社では、既にアジア圏において複数の教育機関を保持しており、さらに日本での労務管理サポートも可能である。これらのノウハウを活用することにより、対象者および各企業に対するワンストップサービスが可能になり、効率化および品質向上に繋がる。さらには、弊社の強みであるキャリア形成支援、研修・技能実習生にも提供することで、技術移転による国際貢献という制度の目的を、より効果的に達成することができる。)また、本来、国が担当する事業においても、民間企業が担当することは可能であるとも考えます。(例:ハローワークの求人開拓事業) | c | | 外国人研修・技能実習制度については、現行の制度において、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205003 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | (財)国際研修協力機構担当業務の民間開放について | 5073 | 5073001 | | G19 | 株式会社メイテック | 1 | B | (財)国際研修協力機構担当業務の民間開放について | 研修・技能実習生の斡旋業務、および対象者への研修支援、相談等を民間開放可能となる。当社は既にアジア圏での教育事業も実施しており、第一次受入機関としての資格を十分に満たしていると考え、 | 人材に関しては長年蓄積したノウハウを保持しており、当社の教育研修カリキュラムや労務管理のノウハウを活用、海外での受入機関となることで、研修・技能実習生の送出・受入に関する業務、および対象者への研修支援、相談等のサービスをより透明な形で拡充することが可能。 | 既にアジア圏において複数の教育機関を保持しており、さらに日本での労務管理サポートも可能である。これらのノウハウを活用することにより、対象者および各企業に対するワンストップサービスが可能になり、効率化および品質向上に繋がる。さらには、弊社の強みであるキャリア形成支援、研修・技能実習生にも提供することで、技術移転による国際貢献という制度の目的を、より効果的に達成することができる。 | 技能実習制度推進事業運営基本方針 | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管官庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|--------------|-----------------|-------|-------|---|---|-------|-------|---|------------|-------------------|---|-----------|----------|----------|-----------------------|---------|-------|---|--|---|--|--|---|-------|-----------|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | 要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 現状では、研修・技能実習制度の一連のフレームワークをJITCOが仕切っているために、実質的にJITCOの独占になってしまっており、研修・技能実習生を受け入れている企業から、JITCOへの補助金や管理費が高いという批判もある。今回の要望は、JITCOが行っている業務が、民間企業が行うことができる事業であると判断し提出したものである。民間企業が行うことで、人材派遣によって得られてきたノウハウを使うことにより低コストで、より高いサービスの提供を行うことができる。民間企業が担うことができない業務である理由を明確にしてほしい。 また、規制改革は、本来的に国が行う事業である。民間企業が行うことは可能である事業を民間に開放していくものであり、国がやるべき事業というものは理由にならないと考え、実際に、出入国業務等のネットワーク関連事業、国際年金保険、陳列の収納事業等の社会保険庁関連事業や施設整備等事業の行政事業が市場化テストの先行事業になっているなど、従来国が行うべきとされている事業が、民間開放されている。このような状況を整えるため、研修生制度についても是非民間企業に開放すべきであり、新たに再意見を求めるもの。もし、民間開放をする際に支障がある法的な拘束や国際協定の取り決め等があるのであれば、明確にしてほしい。 団体監理型受入による管理費用の不透明化など悪用事例が多発している中で、当社が担うことでより透明性を確保したサービスを提供することができる。前回は、営利団体が受入を行うと犯罪を助長するというような内容とれるが、なぜ、民間企業が事業を実施すると犯罪が増えるのか、民間 | c | | 前回は示した対応策は、現状を解決するために必要な仕組みを導入することを検討するなどの所要の措置が必要であるというものである。 外国人研修・技能実習制度については、現行の制度において、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受入れに悪用されているケースが散見されることである。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなく資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205003 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | 外国人技能実習制度推進事業の民間開放 | 5074 | 5074001 | G19 | 株式会社スタップサービス・ホールディングス | 1 | B | 外国人技能実習制度推進事業の民間開放 | (財)国際研修協力機構が行う事業の民間開放。そして、人材派遣会社が研修・技能実習受入団体としての活動を可能にすること。 | 研修・技能実習制度において、人材派遣会社が第一次受入機関となる。加えて、(財)国際研修協力機構が行う研修生の斡旋、研修・技能実習内容へのアドバイス、評価などの業務を民間開放し、人材派遣会社が担う。これにより、制度を利用している企業に対して、フロントストップ・サービスを提供する。海外においては、当社ネットワークを活用し、現地政府・人材会社・教育機関等と連携し、人材の募集・教育を行い、国内においては研修・技能実習生に対する生活・就業上の支援・相談、在留資格の管理、また帰国後の母国における就職支援を実施。一方、受入企業に対しては適切な就業条件・環境を確保するための指導・助言を行い、制度の円滑かつ適正な運用をサポートする。 | 人材派遣会社の有する就業者と受入企業とのマッチングを行うノウハウ、また就業後のカウンセリングのノウハウ、及び、就業者と受入企業の大量の情報をデータベースにより一元管理するノウハウを活用することにより、現在、第一次受入機関と(財)国際研修協力機構が担っている、業務をフロントストップで行うことで手続きを簡素化し、効率化することができる。かつ、サービスレベルを向上させることができる。これにより、研修・技能実習制度の活用拡大及び、円滑な運用に寄与することが可能であり、実習生の母国の産業の発展により寄与することができる。 | 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成五年法務省告示第百四十一号)、技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正) | 添付資料「海外からの研修・技能実習生の受入構想について(案)」P3~6参照 | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | 要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 「日本語教育への支援や上級や研修生・技能実習生に対する様々な支援策については、他の機関が行うには向いていないが、本道はJITCOの特長を取り入れ、規定などはないのか、なかば解決の可能性がある事例は存在しているか。」 上記について、取り決めや規定などについても、研修・技能実習制度の一連のフレームワークをJITCOが仕切っているために、実質的にJITCOの独占になってしまっており、研修・技能実習生を受け入れている企業から、JITCOへの補助金や管理費が高いという批判もある。今回の要望は、JITCOが行っている業務が、民間企業が行うことができる事業であると判断し提出したものである。民間企業が行うことで、人材派遣によって得られてきたノウハウを使うことにより低コストで、より高いサービスの提供を行うことができる。民間企業が担うことができない業務である理由を明確にしてほしい。 また、規制改革は、本来的に国が行う事業である。民間企業が行うことは可能である事業を民間に開放していくものであり、国がやるべき事業というものは理由にならないと考え、実際に、出入国業務等のネットワーク関連事業、国際年金保険、陳列の収納事業等の社会保険庁関連事業や施設整備等事業の行政事業が市場化テストの先行事業になっているなど、従来国が行うべきとされている事業が、民間開放されている。このような状況を整えるため、研修生制度についても是非民間企業に開放すべきであり、新たに再意見を求めるもの。もし、民間開放をする際に支障がある法的な拘束や国際協定の取り決め等があるのであれば、明確にしてほしい。 団体監理型受入による管理費用の不透明化など悪用事例が多発している中で、当社が担うことでより透明性を確保したサービスを提供することができる。前回は、営利団体が受入を行うと犯罪を助長するというような内容とれるが、なぜ、民間企業が事業を実施すると犯罪が増えるのか、民間 | c | | 前回は示した対応策は、現状を解決するために必要な仕組みを導入することを検討するなどの所要の措置が必要であるというものである。 外国人研修・技能実習制度については、現行の制度において、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受入れに悪用されているケースが散見されることである。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなく資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205003 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | 外国人研修・技能実習制度に係る管理・運営事業の民間開放 | 5101 | 5101001 | G19 | アデコ株式会社 | 1 | B | 外国人研修・技能実習制度に係る管理・運営事業の民間開放 | 現在、厚生労働省ほか各関係官庁が財団法人 国際研修協力機構(JITCO)に委託している。外国人研修・技能実習制度に係る事業の民間開放を要望する。 厚生労働省からの技能実習制度推進事業の委託をはじめ、外国人研修・技能実習制度の管理・運営に係る、国からの事業委託がJITCOのみに集中している。 事業、この制度に係る広報啓発、助成支援、助言指導、相談援助など、民間人材派遣会社が担うことができるサービス業務について、JITCOが独占している状態である。 これら国からの事業委託について、弊社を含む民間人材派遣会社に公平に機会を与えるべきである。 さらに、現在商工会議所・商工会、事業協同組合等の中小企業団体、公益法人などが担当している「団体監理型研修」についても民間開放を要望する。具体的には、弊社ほか民間人材派遣会社が、外国人研修生の受け入れから、指導・監督下にある企業・団体への斡旋紹介まで行うことができるよう、制度を開放すべきである。 | 厚生労働省からの技能実習制度推進事業の委託をはじめ、外国人研修・技能実習制度の管理・運営に係る、国からの事業委託がJITCOのみに集中している。これらの事業費には、国庫補助金、および国からの委託金が充てられており、サービスの民営化、もしくは民間委託によってもたらされるコスト削減効果は大きいと考えられる。 さらに、現在中小企業団体や公益団体などが担っている「団体監理型研修」についても、弊社ほか民間人材派遣会社が管理・監督することで、業務の効率化が期待できると考えられる。 つまり、弊社としては、外国人研修生の受け入れから紹介斡旋、さらには受け入れ企業の指導・監督までを含む、いわゆるフロントストップ・サービスを提供することで、JITCOより効率的なサービスを提供できると考える。 また、弊社の持つキャリア形成支援のノウハウを活用して、日本での研修技能実習をより効果的なものとするできると考える。 | 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣公示、平成16年4月19日最近改正) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成五年法務省告示第百四十一号、平成十六年二月二十七日法務省告示第九十八号) | | | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | 要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 営利企業が当該事業に参入した場合、来日外国人の犯罪・検挙件数がさらに増加するような表現をされているが、民間が参入した際危険な行為を具体的に明示して欲しい。 外国人犯罪の温床は、様々な現行制度が絡んでいるからであると考えている。制度を整備し、更に透明な運用ができる民間事業で競争すれば、現状は改善されると自負している。当社としてはコンプライアンスを徹底した運用を実行できると考えている。 | c | | 前回は示した対応策は、現状を解決するために必要な仕組みを導入することを検討するなどの所要の措置が必要であるというものである。 外国人研修・技能実習制度については、現行の制度において、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受入れに悪用されているケースが散見されることである。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなく資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205003 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | 外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習推進事業等の民間開放、受入機関の民間開放、民間人材派遣会社への開放) | 5119 | 5119001 | G19 | テンプスタッフグループ | 1 | B | 外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習推進事業等の民間開放、受入機関の民間開放、民間人材派遣会社への開放) | 関係各省から研修・技能実習制度に関連する事業が(財)国際研修協力機構へ委託されている。当該制度は、民間人材派遣会社が従来からあるその機能を持って十分担うことができると考えられるため、民間人材派遣会社に団体監理型研修受入機関として当該業務を民間開放することを要望する。 | フロントストップサービスとして、研修・技能実習生の募集から実習終了後の就職支援、入国前の日本語教育の強化、入国後の生活、教育、労務管理、技能実習への移行手続、技能実習計画の評価、受入企業の環境整備指導等民間人材派遣会社の知識、実績を活かし、国際人材の育成を行う。 | 研修生・技能実習生が期間中又は期間終了後に逃亡・失踪することがある。また受入企業で十分な労務管理ができていないことで、日本語及び日本生活習慣等の教育の不徹底などの問題から、不法滞在を招く(結果にもなっている)。これは、(財)国際研修協力機構を中心とする制度運営が不十分であることを示しており、民間人材派遣会社が知識、実績を生かし、責任を持って、研修生の募集から労務管理、研修などの業務を行うことで、問題が解消されると考える。 | 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成五年法務省告示第百四十一号)、技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正) | | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | 要望者からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 民間企業が参入することで、不透明な研修・技能実習制度がより透明化されたサービスを提供でき、資金団体が起こらない体制を確保できる。営利団体であるからその対象とならないということが、規制改革の流れと相違するものである。さらに、犯罪が多いのは研修・技能実習生ではなく、短期ビザ、留学生、就学生、日系人等である。研修・技能実習制度は企業で在留管理しているため犯罪が起る例は少ない。犯罪を多くしている外国人と研修・技能実習生を一括に議論すべきではないと考える。 | c | | 前回は示した対応策は、現状を解決するために必要な仕組みを導入することを検討するなどの所要の措置が必要であるというものである。 外国人研修・技能実習制度については、現行の制度において、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受入れに悪用されているケースが散見されることである。犯罪が起る例が少ないとは認識していない。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなく資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205003 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | 外国人研修・技能実習制度の見直し(研修・技能実習制度の民間開放) | 5124 | 5124001 | G19 | 株式会社フルキャスト | 1 | B | 外国人研修・技能実習制度の見直し(研修・技能実習制度の民間開放) | 現在、(財)国際研修協力機構が国からの委託を受けて行っている研修・技能実習に対する業務(法出し、受入れの推進、日本語教育の促進、研修生・技能実習生の生活の安定、技能の修得と帰国後の能力発揮の支援等)の民間開放を要望する。 また、人材派遣会社による研修生・技能実習生の日本への受入と、企業への人材紹介・派遣が可能となる制度改革を要望する。 | (財)国際研修協力機構が行っている業務を含め、人材派遣会社が外国人研修・技能実習制度に関するあらゆる業務を担う。具体的には、同機構が行っている業務を人材派遣会社が担った上で、企業への紹介・派遣を前提とする人材派遣企業も企業単独型の受入の際の企業となること、人材派遣企業も団体監理型の受入団体になることと同業者を可能とすることで、クライアント企業へのフロントストップサービスとサービスの向上を図るとともに、研修・技能実習の効果を高めることで相手国への国際貢献の向上を図る。 | 従来の受入れ体制では(財)国際研修協力機構や限定された受入れ団体からの紹介が主で、多くの研修生受入企業を希望する企業の要望を満たしていることが難しい。派遣会社である当社は技能実習対象職種に当たる多くのクライアント企業を持つことから、多職種にわたる受入企業との選定が可能である。また、実際の研修生は、研修手当以外の賛同会社等の支払いが受入れ企業に発生しており、結果的に企業の負担コストを増大させるだけでなく、技能教育等、それぞれの企業が教育に必要な経費を圧迫している。派遣会社が直接受入れ企業に研修生を派遣することで企業のコスト負担が軽減し、(その他へ続く) | 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 | (要望事項続き)企業独自の教育研修費用に充当することも可能となる。また、送り出し機関を派遣会社側で運営する事で、受入れ企業の実務に即した教育研修を行う事が可能となる。このように、当社が制度を運営することで、サービス向上を行うことができる。 | | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望主体管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) | | |
|---|---|-------|-------|--|-----|---|-------|-------|---|--------|---------------|------------------------------|----------|----------|------|----------------|-------|--------|------------|-----------|---------|---|--|--|---|---|--|
| (1)道路交通法第6条(警察官等の交通規制)、第7条第2項第2号(交通事故の場合の措置)等 | 1)交通事故が発生した場合における交通法上、交通事故当事者に負傷者の救護、道路における危険防止の措置等必要な措置とともに、警察官に報告することを義務付けている。警察官は、負傷者の救護、道路における危険防止及び交通安全と円滑を図るため、道路交通法の権限に基づき、交通事故当事者に対して必要な措置を講ずる。 | c | | 上記(1)は警察官が道路交通法による固有の行政権限に基づいて行う事務、上記(2)は警察官が刑事訴訟法上の司法警察職員として行う犯罪捜査に係る事務であり、このような事務をそもそも民間に行わせることは適当ではない。また、仮に一部事務の委託することとなったとしても、交通安全と円滑の確保、事故当事者の個人情報保護、被疑者の人権保障等の観点から、事務を確実にかつ適正に行うことのできる者であることに加え、いどこで発生するか分からない交通事故に即応するため、一定規模の体制を確保していることが前提となり、さらに、当該事務に係る費用負担を考えた場合、公費負担とするのが直接よりより事務の合理化に資すると考えなければ委託費等を計上しなくてはならない。原因者負担とするのであれば、これまで事故当事者が負担してこなかった費用を新たに負担させることとなるなど、現実的ではない。さらに、警察に受託業者との連絡事務、監督事務の負担を負わせることとなるが、この負担と、民間委託による合理化効果とを比較した場合、かえって事務が煩雑かつ増大する結果になるおそれがある。以上のとおり、御提案の事務について、民間で行わせることはできない。 | | 現場においては、司法警察官立会い指示の下に行うことを前提としており、民間会社単独で行うものではない。また、現場作業者は、交通事故処理の実務経験者を採用(元司法警察官及び元交通鑑識)し行うものであったく素人が行うものではない。規模の問題であるが、あくまで警察官の出動人数を少なくする(警察官5名が出動するのを1名もしくは2名に抑えるなど)という観点から発想しているものであり、すべての事故に対し業務を提供するものではない。事故が多い拠点、空き交番になりやすい場所等を重視して配備するものである。事務所など出動時間にラグが発生するものではないように考えている。また、事務処理の煩雑化との記述があるが、実務経験者が行うことであり、煩雑にはないと思え、費用の負担であるが、事故当事者負担はまったく考えていない。交通事故の増加の問題や、警察官の長期事故処理実務経験者の減少に対し、民間で協力できる部分であると考えている。 | c | | 第1次回は、御提案の事務が、警察官の立会い指示の下に警察官の行う事務の補助的なものとして行われることの問題点について述べたものである。すなわち、御提案の事務は、制度の現状で述べた警察官がその固有の行政権限及び刑事訴訟法上の司法警察職員として行う犯罪捜査に係る事務にわたるものであり、そもそも民間に行わせることは適当ではない。御提案者は警察OBの起用について言及しているが、問題は当該事務に従事する者の事務遂行能力だけでなく、法令に基づき権限行使の可否であるかどうかの問題が重要である。また、交通事故に際して警察官が行う事務のうち、民間に行わせることのできる事務があるとしても、警察の名において行うものとして、一定の技術水準や品質の確保を求められる事務の適正な実施と守秘義務の遵守を求めた事務の適正な実施を必要とする。このため、受託業者や従事する職員に対する一定の指導監督体制を制度的に確保しなければならず、これらの指導監督業務の負担と委託によって得られる合理化効果とを比較した場合、より事務が煩雑かつ負担の増大につながるおそれ認められる。さらに、費用について、原因者負担を求めないならば、公費で委託費を措置することとなるが、合理化効果が認められないものについて予備措置を行うことは適当ではない。 | 205004 | 警察庁 | 交通事故処理における、一部業務の民間への委託 | 5014 | 5014001 | | 株式会社アールコン | 1 | B | | | | | | 2006年から警察官の選言ラッシュが始まり2008年にピークを迎える。また、2016年には、経験が10年以下の警察官が約半数を占めることになる。こうした中で、事故処理という専門的かつ経験則が必要な部分に於いて、民間のエキスパートに作業を委託することにより、事故現場にかかわる現職警察官の人数の削減、ひいては空き交番の問題解消、治安の維持につながることを考える。また、現場経験豊富な警察OBを雇用するなども、現職警察官と共に処理を行うことにより実務レベルでの経験則を伝承することが出来るとも考えている。 | 道路交通法第6条(警察官などの交通規制)同法第七十二条(交通事故の場合の措置)・事故処理に関する司法権等(刑事訴訟法の第二編第一章第一一章捜査)・事故処理中の駐車違反の免除(道路交通法) | | |
| 遺失物法、遺失物法施行令、遺失物法施行規則、遺失物取扱規則 | 遺失物法、遺失物法施行令、遺失物法施行規則、遺失物取扱規則 | c | | 警察署長に差し出された拾得物に関する情報及び遺失届に記載された情報には、大量の個人情報及び犯罪捜査に必要な情報が含まれていることから、こうした情報の管理等を外部に委託することは適当でない。 | | 遺失物等の照会業務において取り扱われる情報には、盗品等の犯罪捜査に必要な物品の情報も含まれることから、そのような情報の取扱いを外部に委託することは適当でない。また、警察においては、拾得物の返還等を行う必要性から、拾得物等の情報と一緒に、拾得者や遺失者の住所・氏名等の個人情報も保有している。再検討要請にあるように個人情報を含まない情報だけのデータベースを構築してその運用を外部に委託したとしても、拾得物の返還等のためには、個人情報との照会等のデータベースを別途警察が保有・運営する必要が生じることになり、コスト面、運用面において非効率なものとなる。以上に加え、ネットワークを構築することで、拾得物等に関する情報の共有を図っている県警が既に存在していることを考慮すると、拾得物等の照会業務を一括して外部に委託することは適当でない。なお、システム設計及び情報の入力業務の外部委託については、各都道府県警察の判断に基づき既に実施されている。 | c | | 拾得物等の照会業務において取り扱われる情報には、盗品等の犯罪捜査に必要な物品の情報も含まれることから、そのような情報の取扱いを外部に委託することは適当でない。また、警察においては、拾得物の返還等を行う必要性から、拾得物等の情報と一緒に、拾得者や遺失者の住所・氏名等の個人情報も保有している。再検討要請にあるように個人情報を含まない情報だけのデータベースを構築してその運用を外部に委託したとしても、拾得物の返還等のためには、個人情報との照会等のデータベースを別途警察が保有・運営する必要が生じることになり、コスト面、運用面において非効率なものとなる。以上に加え、ネットワークを構築することで、拾得物等に関する情報の共有を図っている県警が既に存在していることを考慮すると、拾得物等の照会業務を一括して外部に委託することは適当でない。なお、システム設計及び情報の入力業務の外部委託については、各都道府県警察の判断に基づき既に実施されている。 | 205005 | 警察庁 | 遺失物・拾得物照会のバックオフィス構築 | 5014 | 5014002 | | 株式会社アールコン | 2 | B | | | | | | 全国の遺失物・拾得物の届出を入力し、全国数箇所のサーバー(メインサーバー・ブランチサーバー)にて一元管理、問い合わせに際して検索エンジンを開発し、自動的に問い合わせに対し候補を拾い出し、問い合わせ先に連達することにより、事務効率の推進及び人手不足の解消をもたらすことが出来る。 | 不明 | 企画書 | |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第4号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第1条及び第2条、風俗営業の組織 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第4号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第1条及び第2条、風俗営業の組織 | c | | 特定講習団体については、ダンスの技能及び知識に関して一定の水準以上にあることを適正かつ公正に判断することができる人的、物的、財政的基礎を有する全国的規模の団体であって、かつ、当該判断が単に利潤追求のために安易になされることのない公益性の高い団体であることを必要最小限の要件としており、現在のところ、現行の二団体以外にこの要件を満たす団体はないものと考えている。 | | 特定講習団体については、ダンスの技能及び知識に関して一定の水準以上にあることを適正かつ公正に判断することができる人的、物的、財政的基礎を有する全国的規模の団体であって、かつ、当該判断が単に利潤追求のために安易になされることのない公益性の高い団体であることを必要最小限の要件としており、現在のところ、現行の二団体以外にこの要件を満たす団体はないものと考えている。 | c | | 特定講習団体については、ダンスの技能及び知識に関して一定の水準以上にあることを適正かつ公正に判断することができる人的、物的、財政的基礎を有する全国的規模の団体であって、かつ、当該判断が単に利潤追求のために安易になされることのない公益性の高い団体であることを必要最小限の要件としており、現在のところ、現行の二団体以外にこの要件を満たす団体はないものと考えている。 | 205006 | 警察庁 | 国家公安委員会が指定する「特定講習団体」の要件規制の緩和 | 5017 | 5017001 | | ダンススクール協同組合連合会 | 1 | A | | | | ダンス教授所の営業は、国家公安委員会管轄の「風俗法」内に有り、現在2団体(国家公安委員会から「特定講習団体」として指定を受け、その2団体の認定試験を得た教師が所属するダンス教授所のみ風俗法の適用除外を受けています。しかしダンススクール協同組合は、ダンス教授所で組織され自主規制のもと公的認可を受けている団体であるにもかかわらず、国家公安委員会の「特定講習団体」に指定されないのは、風俗法の趣旨に矛盾する。風俗法の適用除外の前提として、不適切なダンス教授所を排除するという立法趣旨からは、指定される「特定講習団体」は自主規制できる団体であり、公益法人に限る必要はない。「特定講習団体」の要件として、全国規模であることが要求されているが、受講者の便宜を図る体制があればよく、組織自体が全国にまたがっていない(とも問題はない)。本来保護されるべきダンス教授所の集合体である認可団体で実施する講習・教師資格試験が、風俗法の対象となることは認めがたく、且つ所属組合員の経済的不利益と、事業の制約等、不平等である。 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条 第1項第4号 政令第1条、第1条の2 規則 | 第139回国会衆議院地方行政委員会議員録第1号 長泉幸伸府委員答弁 | | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を適用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を用いて安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 外国人の受入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討が必要であると考え、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が研修・実習の実態が「資格活動」を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | c | | 外国人の受入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討が必要であると考え、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が研修・実習の実態が「資格活動」を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205007 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 在留資格「技能実習」の新設 | 5025 | 5025001 | | 財団法人 | 1 | A | | | | | 申請人が「研修1年を修了し、技能等の評価を受けた後、技能実習に係る「特定活動」への在留資格変更の許可を受け2年間の技能実習に移行するという現行制度とは別建てのものとして、在留資格「技能実習」を新設する。なお、在留期間は3年間とする。 | 在留資格の基準省令において職種の一定期間を定めるものとし、サービス業も含め、送出国及び我が国の社会的ニーズに合わせた具体的な決定する。3年間の最終目標としては、日本語検定2級合格レベル及び技能検定3級合格レベルを目指すこととするが、基準省令の最低要件として日本語検定3級及び技能検定基礎1級程度のレベルに達しているものとする。入国後6ヶ月以内の期間に上記レベルに到達していることとする。 | 現行の制度は、1年目が「研修」という在留資格のため、研修生の身分、職種等について各種の縛りが多く、かつそれがために研修現場での実態と乖離が生じている原因となったり、それが元で問題が発生しているケースも散見される。単純労働者の開放は時期尚早との考え方から、上述の在留資格「技能実習」の新設による現行制度の改善が急務と考える。 | 出入国管理及び難民認定法、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号)、技能実習制度推進事業基本方針(平成5年4月5日労働大臣公表) | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) | |
|--------------|--|-------|-------|---|-----|---------------------------------------|-------|-------|---|--------|---------------|---|----------|----------|------|---------|------------|--------|------------|-----------|---|--|---|---|--|--|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生、安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実感がなく資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205008 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 外国人研修・技能実習制度における受入職種の拡充 | 5025 | 5025002 | | | 財団法人 | 2 | A | | 外国人研修・技能実習制度における受入職種の拡充 | 技能実習の対象技能等(職種)は、技能修得の程度を公的に評価できるものとして技能検定基礎2級試験が設定されている133作業に限定されているが、本来、本制度の趣旨からして、受入職種は技術移転の対象技能等を当該「作業単位」で小括りせず、「機械加工」、「金属加工」等の職種単位で大括りされたいこと。なお、技能修得の程度を公的に評価するための技能検定試験等は現行どおりで足りると考える。 | 受入職種を「職種単位」で大括りして、受け入れを行うものとする。 | 対象技能等を「作業単位」で小括りせず「職種単位」で大括りすることは、広範な技術移転となり、加えて数多くの「人づくり」に通じ国際貢献に資するという本制度の趣旨に沿うことになるから、 | 出入国管理及び難民認定法、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号)、技能実習制度推進事業基本方針(平成5年4月5日労働大臣公表) | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生、安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実感がなく資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205009 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 再研修・技能実習の制度化 | 5025 | 5025003 | | | 財団法人 | 3 | A | | 再研修・技能実習の制度化 | 日本での研修・技能実習によって一定のレベルに達した者を対象に、3年程度を期限とする再研修・技能実習を制度化していただきたいこと。 | 再研修・技能実習が認められるための在留資格の創設、資格基準としては、技能実習修了時に研修成果を留評価、研修成果の評価(具体的には技能検定基礎1級合格等)、再研修・技能実習修了時の成果目標の設定、日本語能力(具体的には日本語能力試験2級合格レベル等)とすることが考えられる。なお、これらにより、技能実習生の意欲の向上、受入機関の本制度へのさらなる活力が期待できる。 | 入管法上、研修・技能実習を修了し、帰国した研修生・技能実習生の再入国は事実上禁止されている。研修・技能実習を修了した同一人が再入国するためには、より専門的、高度の在留資格「技術」によることになるが、これでは開発途上国の経済成長の伸展、急激な技術革新のもとで、開発途上国の青年が日本国内で再びより実践的な技能等の修得を行いたいというニーズに応えられないことから、再研修・技能実習の制度を創設していただきたい。 | 出入国管理及び難民認定法、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示第141号)、技能実習制度推進事業基本方針(平成5年4月5日労働大臣公表) | |
| | | e | | 警察庁においては、御提案の国家資格試験業務を所管していない。 | | | | | | 205010 | 全省庁 | 独立行政法人並びに、政府官掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。 | 5026 | 5026001 | | | (株)アイイーシー | 1 | B | | 国家資格試験の受付事務から採点処理、合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると鑑みてます。管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者・一般旅行業務取扱主任者・マンション管理士・管理業務主任者・宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を希望致します。 | 試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。 | 政府官掌でなくてはならない明確な事由が見当たらないこと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。 | 全省庁で定められている国家試験こと、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないもの、各資格の業法および、法律 | 法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務請負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。 | |
| 自動車 | 自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされている。道路運送法第2条第1項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業の用に供する自動車については、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法 | d | | 季節、景気、天候等による野積場に集積される貨物の日々の数量の変動や荷捌き作業の多寡に関係なく、道路上の場所以外の保管場所として使用する権限を有する場所において必要台数のシャシーの保管スペースが常に確保され、当該場所が法令に定める自動車の使用の本拠の位置との間の距離等の要件を満たしている場所であれば、港頭地区の野積場または荷捌き地を保管場所とすることを認めることが可能である。 | | | | | | 205011 | 警察庁・国土交通省 | 内航輸送用トレーラー・シャシーの車庫に関する規定の見直し | 5030 | 5030002 | | | 社団法人日本船主協会 | 2 | A | | 内航輸送用シャシー運用上においては、登録用車庫確保の負担が所有者に強いられる一方、その車庫はほとんど利用されておらず、現在の規制は利用実態にそぐわないため、内航輸送用シャシーについては、港頭地区の野積場または荷捌き地を車庫として認めるべきである。 | 自動車の保有者は車庫法により保管場所を確保しなくてはならないが、海上輸送用トレーラー・シャシーについても一般のトラック同様、同法が適用されている。しかし、内航輸送用シャシーの車庫の利用実態は、船内及び港頭地区に限られる。このため、モダリティに資する海上輸送用に利用されるシャシーについては利用実態に合わせて港頭地区の野積場または荷捌き地を車庫として認めるべきである。 | 自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条、自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条貨物自動車運送事業法第4条 | | | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) | |
|--------------|-----------------|-------|-------|---|---|---------------------------------------|-------|-------|---|--------|---------------|--------------------------|----------|----------|------|---------|---------------------|---------------------|------------|---------------|--|-----------------------------|--|---|------------|--|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が無く資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205012 | 警察庁・法務省 | 研修・技能実習制度の期間延長 | 5031 | 5031002 | | | | (社)日本インドネシア経済協力事業協会 | 2 | A | 研修・技能実習制度の期間延長 | 研修・技能実習期間を3年から5～6年に延ばして欲しい。 | | 3年は長いようで、実は短いというのが3年間第一次受入機関として、インドネシアの研修生を受け入れてきた当協会の実態です。優秀な人材を送り出すために、インドネシアで出発前に日本語教育、日本の文化と生活、習慣に慣れるための研修を徹底して行っており、このように厳選され、健康で優れた研修生を以てしても、3年間で学べることは、現場のオペレーションの基本と品質管理のコンセプトを理解すること、日本語がある程度操れることで一杯です。企業にとっては、これらはほんの入り口にしか過ぎず、そこから更に知識と技術を発展させ、金型の交換や他部門との連携作業等の、一段上の技能を身に付けて貰いたい訳です。研修生にしても、高い目標を持った意欲ある若者が沢山います。能力があり、意欲が高ければ高い程、期間が制約となり、技術移転という、制度本来の目的が中途半端に終わるケースが多く、残念でなりません。期間延長に対応した、一段上の上級用の検定試験を設け、これに合格することを条件とする等の工夫が必要です。 | 出入国及び難民認定法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が無く資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205013 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 研修・技能実習制度における、再技能実習制度の創設 | 5031 | 5031003 | | | (社)日本インドネシア経済協力事業協会 | 3 | A | 研修・技能実習制度の創設 | 3年の研修を終了した研修生(同一人物)により高度の内容で更に3年間の再技能実習を認める。 | | 3年の研修後、研修生は送り出し機関に戻り、日本の研修で学んだ技術と技能を生かす訳ですが、昨今、もう一度日本で再技能実習をしたいという要望が増えってきました。習得した技術に更に磨きをかけ、一段と向上したいというものです。出来るだけ沢山の研修生を呼びたいという、現行制度の趣旨はよく理解しておりますが、技術を定着させ、技術移転による国際貢献という趣旨を(為)に要望するものであります。ただし、再技能実習用の上級検定試験合格を条件とします。 | 出入国及び難民認定法 | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が無く資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205014 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 研修・技能実習後の就労許可 | 5031 | 5031004 | | | (社)日本インドネシア経済協力事業協会 | 4 | A | 研修・技能実習後の就労許可 | 3年間の研修・技能実習後、受け入れ企業と研修生の希望と条件が合えば、正規的就労者として採用できるようにして欲しい | | 現在、インドネシアの研修生を受け入れていますが、3年間の研修を終えた研修生をそのまま採用したいという企業が沢山あります。インドネシアからの研修生自身が非常に優秀で、積極的に技能を習得するためです。これには、企業にとって、次のようなメリットがあります。(1)人物の信頼性が確認できており、安心して雇えること。(2)適性に基づき、長期的に戦力となるように更なる人材育成を行えること。ただし、上級の検定試験の創設とこれに合格することが条件となります。 | 出入国及び難民認定法 | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | 来日外国人の犯罪は、主として短期滞在、留学、就学、定住者(日本人等)の資格で在留している者によるものであって、研修・技能実習生の犯罪率は低いと考えている。研修・技能実習生向けの「研修」(特定活動)との在留資格で我が国に滞在し、犯罪を行っている者の概況、その解決策について具体的にお示し願いたい。 | | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが存在し、また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が無く資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も散見されるところであり、犯罪が起る例が少ないとは認識していない。 | 205015 | 警察庁・法務省 | 研修生受け入れ枠の拡大 | 5031 | 5031005 | | | (社)日本インドネシア経済協力事業協会 | 5 | A | 研修生受け入れ枠の拡大 | 現状の常勤従業員数に対する受け入れ可能研修生人数を増やして欲しい | | 現状の受け入れ可能枠拡大を希望している企業が多くあります。また、まじめで明るい国民性を持つインドネシア人のことが気に入って、より多くの研修生に技術移転を行うことで、日本とインドネシア両国の友好関係の発展の為に貢献したいという声もあります。インドネシアからの研修生を受け入れることによって、企業全体の雰囲気も明るくなった等の意見も聞かれます。第一次受入機関の我々としても、難しい意見であり、受け入れ枠拡大を要望します。 | 出入国及び難民認定法 | | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|-------------------------|--|-------|-------|--|-----|---------------------------------------|-------|-------|---|--------|-----------|-----------------------------|----------|----------|------|---------|---------------|--------|------------|-----------------------------|---|---|---|---|---|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単熟労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなくなり資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205017 | 警察庁・法務省 | 研修技能実習期間の延長 | 5034 | 5034001 | | | 民間企業 | 1 | A | 研修技能実習期間の延長 | 研修・技能実習期間を現行の3年から5～6年に延長してほしい | | 3年間で習得した技術を生かし生産に寄与してもらいたい為 | 難民法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単熟労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなくなり資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205018 | 警察庁・法務省 | 実習期間延長 | 5035 | 5035001 | | | 富士ダイカスト株式会社 | 1 | A | 実習期間延長 | 超薄肉ダイカスト製造業、実習移行後2、3年目で作業段取り、作業熟度の向上時期に期滿されるのは疑問視しています。期間延長を望みます。 | ダイカスト製造業の加工等、特に自動車部品等の製造作業。 | 技能実習生の受入期間延長による更なる技術移転の向上、技能充実に寄与出来るものと確信致します。是非、期間延長を強く望みます。 | 難民法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単熟労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されるところである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなくなり資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205019 | 警察庁・法務省 | 外国人研修・技能実習期間の延長 | 5039 | 5039001 | | | 三井造船株式会社千葉事業所 | 1 | A | 外国人研修・技能実習期間の延長 | 研修・技能実習期間を現行の3年から5～6年に延長してほしい | | 弊事業所はインドネシアの研修生を受け入れております。(現在まで9期140名)受入職種は溶接(鉄工・塗装)です。研修制度を通じて弊社の持っている造船技術やインドネシアの造船工場の技術者に指導したいと研修生を受け入れてきましたが、3年間で、技術移転に限界があります。就きましては、期間延長を切に希望致します | 出入国及び難民認定法 | |
| 道路法第47条第1項、道路交通法第59条第2項 | 道路管理は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、車両制限令の規定にかかわらず、当該車両を通行せよとする者よとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両制限令の適用を | d | | 車両制限令や道路運送車両の保安基準等の規定を超える車両については道路管理者に個別にその使用の申請を行い、許可を得る必要がある。その上で自動車の牽引制限について道路交通法第59条第2項で「牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端までの長さが25メートルを超えないこと」となると、牽引してはならないと規定しており、ただし書で「公安委員会が当該自動車について、道路を指定し、又は時間を限って牽引の許可をしたときは、この限りでない」とあり、御提案のように全長が26メートルとなっても、公安委員会の許可を得られれば、高速自動車国道においても通行が可能である。 | | | | | トラック同士連結車における連結全長の規制の緩和(新規) | 205020 | 警察庁・国土交通省 | トラック同士連結車における連結全長の規制の緩和(新規) | 5042 | 5042001 | | | 有限会社 エース企画 | 1 | A | トラック同士連結車における連結全長の規制の緩和(新規) | フルトレーラ連結車の扱いで昨年3月に国土交通省の認証を取得したトラック同士連結車で、全長12メートルのトラック同士が連結して走行が可能になるように、高速自動車国道を通行できるフルトレーラ連結全長(フルトラクタの前端～フルトレーラ後端)の最高限度を、現在18メートルの規制に対し26メートルに緩和されるように要望します。 | 全長12メートルの大型トラック2台を連結治具を介して連結し、一人の運転手で、前車エンジンでけん引し、後車の機軸、制動等を前車に同調制御して走行させて、省人化、燃費削減、CO2排出削減、利便性の向上等の機能を幅広く享受して戴く(展開して行く)。 | トトラック2台をエンジン2機で単独走行するより前車エンジン1機で連結走行する当連結車は、エンジンのヒストン往復運動時のポンピングロス半減等で燃費が約30%削減されることから、本年10月には京都議定書発効に伴うCO2排出削減策として官民による「グリーン物流パートナーシップ会議」のモデル事業に推薦され、燃料高騰と相まって輸送業者から関心されています。しかし現法規では全長約8メートルの中型車同士等しか成立せず、これら機能の享受拡大面から地域間物流の主力である全長12メートル大型車同士連結車の実現要請の強いことが理由です。連結全長の最高限度が18メートルから26メートルに緩和されることによる戻りによる内輪差の増大は、連結治具の作用で抑制し、既存のフルトレーラ連結車と同程度以下に抑えることが可能で、且つ橋梁への負荷は、緩和で最遠距離が延びることから軽減される利点があります。 | 添付資料の項目 資料 トラック同士連結車の国土交通省から認証取得関連資料(紹介新聞記事、大型ダンプ車での認証書2種) 資料 「トラック同士連結車」活用提案書(中型トラックでのモニター車の紹介も含む) 資料 関東経済産業局の助成金での自動車同士連結車の連結装置の研究開発結果報告書(全長12メートルの大型トラック2台を供試して実験) | ：道路法(昭和27年法律第180号)第47条第1項の規定に基づく(車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第5項第3号(車両の幅等の最高限度) ：道路交通法第75条(高速道路での走行) |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|---------------------------|---|-------|-------|---|-----|-------|-------|-------|------------|--------|-----------|--------------------------------|----------|----------|------|---------|--------------|--------|------------|--------------------------------|--|--|--|--|---|
| 道路法第47条の2、道路交通法第59条第2項等 | 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、車両制限令の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せよとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両制限令を道路運 | d | | 車両制限令や道路運送車両の保安基準等の規定を超える車両については道路管理者に個別にその使用の申請を行い、許可を得る必要があるが、道路交通法上は御提案の内容を制限していない。 | | | | | | 205021 | 警察庁・国土交通省 | トラック同士連結車(新規) | 5042 | 5042002 | | | 有限会社 エーエス企画 | 2 | A | トラック同士連結車(新規) | 連結全長18メートル以内で所定出力を備えたエンジン搭載の前車トラックでけん引する等フルトレーラ連結車の扱いで昨年3月に国土交通省の認証を取得したトラック同士連結車、後車エンジンも補助的に前車エンジンに同期させて駆動させ連結走行ができるように要望します。 | トラック2台を連結治具を介して連結し、雪路、登降坂等が必要に応じて後車エンジンを前車エンジンに同期させて駆動し、後車の操舵、制動等を前車に同期制御させて連結走行させることで、前車エンジン駆動のみでの連結走行より、雪路での走破性、登坂での速度維持性、降坂でのエンジンブレーキ力の増加等安全性が向上することで、トラック同士連結車の普及促進を図り、省人化、燃費節減、CO2排出削減、利便性の向上等の効能を享受して戴く。 | トラック同士連結車を使用中の輸送業者から、冬季に北陸から関東往復の山越え等で雪路で駆動輪がスリップするなど難儀し、後車エンジンも駆動させたい要望の強いのが理由です。 被けん引自動車型貨物列車の見地で定義付けされていますが、JR貨物の電車型コンテナ貨物列車「スーパーレールカーゴ」のノンレール版として検討を要望します。 成立のため、後車はAT(自動変速)付き車とし、ジャックナイフ現象等の防止のためABS等と相まって後車のエンジンによる駆動、操舵、制動等は前車に同期制御させ安定させる装置を付加しますが、技術的な自らはこれまでの研究でつけてあります。 | 道路運送車両の保安基準道路法(昭和26年運輸省令第67号第1章総則第1条第2号)(用語の定義) | 添付資料の項目 資料 トラック同士連結車の国土交通省から認証取得関連資料(紹介新聞記事、大型ダンプ車での認証書2種) 資料 "トラック同士連結車"活用提案書(中型トラックでのモニター車の紹介も含む) 資料 関東経済産業局の助成金での自走車同士連結車の連結装置の研究開発結果報告書(前後車同時駆動式制御装置の研究を実施) |
| 道路法第47条の2第1項、道路交通法第59条第2項 | 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、車両制限令の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せよとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両制限令を道路運 | d | | 車両制限令や道路運送車両の保安基準等の規定を超える車両については道路管理者に個別にその使用の申請を行い、許可を得る必要がある。その上でこの状況が牽引に該当し連結全長が25メートルを超える場合は、公安委員会の許可を得られれば(道路交通法第59条第2項ただし書)高速自動車国道においても通行が可能である。 | | | | | | 205022 | 警察庁・国土交通省 | 高速道トラック2台以上連結全車駆動隊列走行への法整備(新規) | 5042 | 5042003 | | | 有限会社 エーエス企画 | 3 | A | 高速道トラック2台以上連結全車駆動隊列走行への法整備(新規) | 連結全長18メートル以内、前車トラックでけん引する等の条件で、2台のトラック同士連結車の認証を昨年3月に国土交通省から取得しましたが、高速自動車国道に限定して、2台以上のトラックを連結治具を介して連結し、先頭車を人が運転し、全車駆動で、後車の操舵、制動、駆動を前車に同期制御させて隊列走行ができるよう提案方々法整備等を要望します。 | 高速道路でのトラック同士隊列走行の運用は、法整備と併せて、高速自動車国道への出入りは、トラック単独又は2台のトラック同士連結状態で、2台以上のトラック同士隊列走行への連結切り離し等の操車、管理はサービシエリアで行う等「ノンレールモダリティ」版として高速道路民営会社と輸送業者等との協業でビジネスモデルを構築して展開されることを提案します。 | 2台以上のトラック同士隊列走行は、台当たり人件費が約連結台数分削減され、燃費が一般道から高速道移行及び空気抵抗減等で各々20%前後削減され、高速道使用料を含む経費が大幅に削減(大型車で5台連結走行時は単独走行より60%削減)され、少子化に伴う省人化、燃料の高騰、京都議定書発効による燃費、CO2排出削減要請の対応策として大いに期待できます。 2台のトラック同士連結車で後車をAT(自動変速)化と後車の駆動力、操舵、制動等を前車同期制御装置の付加してのこれまでの研究結果等から類推して2台以上の隊列走行も技術的に成立は可能と見えます。 法整備については、現在、国土交通省の官産学公の連携で、2010年に立ち上げる「研究推進中のITS(高度道路交通システム)の中の効率を目的とする「商業車の連続自動運転、ITS技術を活用して車々間、路車間の通信情報で商業車を加速、制動、操舵等を自動制御して車々間隔一定で走行させる」全自動運転電子的連結隊列走行」がありますが、これが法的に成立するならば、半自動運転機能的連結隊列 | 道路法(昭和27年法律第180号)第47条第1項の規定に基づく(車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第5項第3号(車両の幅等の最高限度)) 道路運送車両の保安基準道路法(昭和26年運輸省令第67号第1章総則第1条第2号)(用語の定義) 道路交通法第84条~87条(運転免許の仕組み) 道路交通法第75条(高速道路での走行) | 添付資料の項目 資料 トラック同士連結車の国土交通省から認証取得関連資料(紹介新聞記事、大型ダンプ車での認証書2種) 資料 "トラック同士連結車"活用提案書(中型トラックでのモニター車の紹介も含む) 資料 関東経済産業局の助成金での自走車同士連結車の連結装置の研究開発結果報告書(当結果を通して2台以上のトラック同士隊列走行は技術的に可能と見た) 資料 # 半自動運転機能的連結隊列走行「化構想資料(大型車で高速路単独走行より5台連結走行では経費が60%削減される) 資料 国土交通省北陸信越運輸局に提示した要望書(記載の要望が本要望に該当) |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | | | | | 205023 | 警察庁・法務省 | 研修技能実習制度期間の延長 | 5044 | 5044001 | | | 株式会社落合鉄工所 | 1 | A | 研修技能実習制度期間の延長 | 研修・技能実習期間を現行の3年から5~6年に延長してほしい | 当社は研修・技能制度に基づきインドネシアの研修生を受入れております。当社の事業における研修生の役割と重要性は当社において高まっております。ただ、しかしながら3年という限られた期間では、普通定員のみならず、NCD技能について折角身に付けた知識と技能を更に発展させることは高度な技術・作業に従事してもらうことが出来ません。上記の理由により、制度の期間延長を切にお願いするものです | 難民法 | | |
| 道路交通法第7条第2項 | 高速自動車国道に置いては、大型貨物自動車の法定速度は80km/hである。 | c | | 警察庁としては、交通事故の発生実態に基づき、適宜、法定最高速度の見直しを行っているところであるが、大型貨物自動車に係る交通死亡事故の発生実態は、速度超過を原因とする割合が高いこと、危険認知速度の大半が80km/h以上であること、死亡事故率が普通乗用車に比べて高いことなど、従前と比較して傾向は何ら変わらない。現在、大型貨物自動車の法定最高速度を80km/hとしていることは合理的であると考え、 | | | | | | 205024 | 警察庁 | 高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和 | 5048 | 5048001 | | | (社)全日本トラック協会 | 1 | A | 高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和 | 高速自動車国道における最高速度は、大型トラックと牽引装置により牽引状態にある車両のみが80km/hに抑えられており、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通と合わせ、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の80km/hから100km/hに引き上げるなど見直しをお願いしたい。 | 高速道路における大型貨物自動車の最高速度 80km/h | 道路交通法施行令第27条の2第1項 | | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) | | |
|--------------|-----------------|-------|-------|---|---|---|-------|-------|---|--------|-------------------------|----------------------------------|----------|----------|------|---------|----------------------|-----------|------------|----------------------------------|--|--------------------------|------|--|--|------------|--|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生、安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなく資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205025 | 警察庁・法務省 | 研修・技能実習期間の延長 | 5054 | 5054001 | | | | 株式会社五十嵐水産 | 1 | A | 研修・技能実習期間の延長 | 研修・技能実習期間を3年から5年に延長してほしい | | | 3年間の研修を受けた後、研修生たちは精神的にも技術的にも成長が著しく見られます。規則とはいえ、そんな彼らが帰国してしまうのは大変残念でなりません。彼らの多くもさらなる技術習得を望んでおり、期間延長は企業、研修生双方にとってもメリットが大きいと考え、要望いたします。 | 出入国及び難民認定法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | b | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、外国人の的確な在留管理が行われることが必要であり、本提案についても、治安対策の観点も含めて検討する必要がある。 | | 必要とされる「外国人の的確な在留管理」の内容、それを行う主体、時期につき、具体的にお示しいただきたい。 | b | | 具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205026 | 警察庁・厚生労働省 | 外国人の健康保険と年金保険のセット加入の見直し | 5057 | 5057001 | | | 外国人集住都市会議 四日市市長 井上哲夫 | 1 | A | 外国人の健康保険と年金保険のセット加入の見直し | 公的年金保険の脱退一時金の適用期間を延ばすなど、公的年金保険加入の促進をめざす。また、国籍にかかわらず基礎年金の受給権の取得に必要な年限を(現行25年から例えば15年程度に)短縮し、永住権を有する外国人については、過去に国民年金又は厚生年金などに加入できなかった期間について遡及加入を含め救済措置を拡充する。 | | | 外国人を雇用する企業は、出稼ぎ就労する外国人労働者の厚生年金と健康保険への加入を回避しようとする傾向がある。外国人労働者も、日本に滞在を予定する期間に比べ老齢年金の受給権取得に必要な期間が長すぎることや、給与から控除される保険料が少なくないことから、年金保険への加入を忌避する傾向がある。その結果、市町村レベルでは、就労しているが健康保険及び厚生年金保険に加入していない外国人が少なくなく、同時に、国民健康保険や国民年金にも加入できずに医療費が不払いとなる事件が依然として発生している。この状況を改善するため、厚生年金と健康保険セット加入の原則を見直し、公的年金保険への加入義務の緩和や、老齢年金受給権の要件の緩和を行う必要がある。 | 厚労法第8条、健保法第3条第1項 | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | b | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、外国人の的確な在留管理が行われることが必要であり、本提案についても、治安対策の観点も含めて検討する必要がある。 | | 必要とされる「外国人の的確な在留管理」の内容、それを行う主体、時期につき、具体的にお示しいただきたい。 | b | | 具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205027 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 外国人を雇用する事業者の実態把握、外国人就労管理の改善 | 5057 | 5057003 | | | 外国人集住都市会議 四日市市長 井上哲夫 | 3 | A | 外国人を雇用する事業者の実態把握、外国人就労管理の改善 | 外国人を直接雇用する事業者に対し、その雇用状況を関係当局に報告することを義務付ける。また、次の「外国人登録制度の改善」に関する要望と併せ、企業に対する雇用外国人労働者の情報提供の義務付けや、関係省庁等が共有できる外国人雇用データベースの構築などを盛り込んだ日本経団連の提言(2004年4月20日付)「外国人受け入れ問題に関する提言」における「新たな外国人就労管理制度」の実現を求める。 | | | 外国人の就労場所の把握は、外国人の在留管理を進める上で基礎となるものであるが、現行制度では、就労実態のチェックや関係省庁相互の情報交換は十分に行われていない。就労場所の把握が困難なため、企業における適正な就労管理を確保することも、社会保険加入を確保することも困難である。そこで、外国人の就労実態を把握しつつ、出入国管理、雇用・労働基準、社会保険、市町村など関係行政が情報を共有し、企業の就労管理を適正化することが必要である。 | 入管法第6、7条、外国人登録法第4条第1項、職業安定法第53条の2、職業安定法施行規則第34条、厚労法第8条、健保法第3条第1項 | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | b | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、外国人の的確な在留管理が行われることが必要であり、本提案についても、治安対策の観点も含めて検討する必要がある。 | 外国人集住都市会議は、外国人の在留管理に伴う諸問題の解決に当たって、外国人の権利の擁護と義務の履行の両面が確保される必要があると考えている。このために、関係行政の協力を得て、厳重な管理の下に、外国人共通データベースを関係省庁と自治体が共同利用することが必要である。こうした取り組みは、長期的に、外国人のわが国における生活環境などの在留条件を改善し、結果としてわが国の治安維持にも寄与すると考えられる。外国人犯罪の抑発強化といった「治安対策」のみでは、根本的な治安の確保につながると思われ、この点について貴庁のご意見をお伺いしたい。 | | b | | 貴見のとおりであるとされており、前回示した対応策にも「治安対策の観点も含めて検討する必要がある」としているところである。 | 205028 | 警察庁・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省 | 外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有 | 5057 | 5057004 | | | 外国人集住都市会議 四日市市長 井上哲夫 | 4 | A | 外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有 | 登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度においては、転出届の実施、世帯単位で登録変更を行うこと、出国通知を迅速化する。国民健康保険の喪失に関する基準の統一化(例えば、再入国手続きを受けて出国する際の基準を統一することなど)が必要である。外国人登録制度を住民基本台帳制度に近接させ、長期的には両制度の一元化を検討すべきである。また、現在、内閣官庁でも検討が進められているが、出入国管理、外国人登録、税・社会保険、教育などに関する情報を「外国人共用データベース」に登録し、法令に定める必要性の生じた場合、関係省庁や自治体に対して当該データベースにアクセスを認めるシステムの導入は、本要望の実現にとって効果的なので、その実現を求める。その際、データ保護に万全を尽くし、国民、外国人及び関係NPOなどの理解と協力を得る必要があることを強調しておきたい。 | | | 外国人も日本人も、基本的には同じ権利を有する住民であるという認識に基づけば、外国人登録制度は、長期的には住民基本台帳制度に近づける必要がある。この制度は、単に、出入国管理制度の一部であるというだけでなく、地域における外国人住民の実態を把握する上で一層重要になっている。しかしながら、現状では、外国人登録された内容が居住実態との乖離が大きくなっているほか、住民登録と外国人登録の制度のずれが自治体における住民の実態把握を困難にしている。そこで、出入国管理行政のみならず、雇用・労働条件、税・社会保険、教育など関係行政が協力して外国人の在留実態の把握と情報共有を行い、地域において整合性のある外国人施策を実施し、外国人の権利の保護と義務の履行を図る必要がある。 | 外国人登録法第3条、第4条第1項、住民基本台帳法第1条、第2条、学校教育法第47条 | | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|------------------------------------|---|-------|-------|--|-----|---|-------|-------|---|--------|---------------|--|----------|----------|------|---------|---------------------------|--------|------------|--|--|---|--|--|-----------|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | b | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、外国人の的確な在留管理が行われることが必要であり、本提案についても、治安対策の観点も含めて検討する必要がある。 | | 必要とされる「外国人の的確な在留管理」の内容、それを行う主体・時期につき、具体的にお示しいただきたい。 | b | | 具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205029 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 外国人の子どもの不就業対策 | 5057 | 5057007 | | | 外国人乗住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫 | 7 | A | 外国人の子どもの不就業対策 | 外国人の不就業状況を把握するために、外国人登録制度を要望に沿ったものに改善するとともに、併せて、国が定期的に就業状況調査を実施する必要がある。また、小中学校への就業案内の徹底、日本語教室の設置、バイリンガルの加配教員配置などへの支援を行い、在留資格の更新の要件として子どもの就業を定める。 | | 日本が批准している社会権規約に、「初等教育は義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする」と定められており、すべての子どもの社会的適応力を高めるためにも、不就業の子どもが存在するという現状を放置してはならない。しかし、現行の外国人登録を基礎とした就業手続きの過程では、不就業の子どもへの正確な情報が得にくい。そのため、定期的な実態調査を実施し、確実な不就業対策を行っていく必要がある。また、在留資格更新の要件として子どもの就業を定め、親の意識を高めることも必要である。 | 学校教育法第22条 第80条、児童福祉法第39条、入管法第21条、社会権規約第13条第1項及び第2項(a)、日本国憲法第98条第2項 | |
| 道路交通法第4条第1項、第8条、第11条、第12条及び第13条 | 道路標識等により路面電車及び歩行者以外の通行の禁止を行った場合、歩行者は、歩道等と車道の区分のある道路においては、車道を横断するとき、又は道路工事等のため歩道等を通行することができないときを除き、歩道等を通行しなければならない。なお、道路と並行して設置された軌道敷が物理的に道路と分離され | c | | 軌道敷内を歩行者が自由に通行することは、路面電車と歩行者の通行が分離されず、交通管理上極めて危険であり、歩行者の通行の安全の確保という観点からは、歩行者が自由に軌道敷内を通行できるようにすることは適当でない。 | | | | | | 205030 | 警察庁・国土交通省 | 歩道や歩行者用道路での路面電車走行における歩行者用安全対策の緩和(トランジットモールの実現) | 5059 | 5059001 | | | 特定非営利活動法人 ふうい路面電車とまちづくりの会 | 1 | A | 歩道や歩行者用道路での路面電車走行における歩行者用安全対策の緩和(トランジットモールの実現) | 現行の法律、またはその運用では、全国的にLRT(軽快低床電車によるシステム)導入が進められようとする現状において、軽快低床電車(以下LRVという)による中心市街地やターミナル乗り入れの際に、欧米におけるトランジットモールの形態を採るとする時、安全対策用の柵やガードを備えなければならず、人の自由な往来の妨げになる。そして、その柵やガードがあるために歩行空間のフレキシブルな利活用を阻害することになる。 | LRVの中心市街地の走行は、歩行者のモビリティの向上と中心市街地の活性化に寄与することから、中心市街地や駅前広場へのLRVの乗り入れが地方都市中心に進められようとしている。その際の歩行者の安全を確保するための方策として、軌道や道路の構造的改良やLRVが走行するときのみ歩行者用道路や歩道にガードマンを配置したり、LRVが警告ホーンを鳴らしながら徐行して運行すれば安全の確保は可能と考えられる。LRVが走行状態にない空間に歩行者を阻害する柵やガードはその必要性はない。 | 道路交通法第2条第1項8号、道路交通法第9条(歩行者用道路を通行する車両の義務)、道路交通法第16条(車両及び路面電車の交通方法) | | |
| 道路交通法第4条第1項、第21条、道路交通法施行令第1条第5項第1号 | 車両(トローリーバスを除く)は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切るとき又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならないとされている。ただし、道路標識等により軌道敷内を通行することができることとされている自動車は、軌道敷内を通行することができる。 | d | | 軌道敷内における車両(トローリーバスを除く)の通行については、道路交通法第21条第1項の規定により禁止されているが、同条第2項第3号の規定により、道路標識等により軌道敷内を通行することができることとされている車両は、路面電車の通行を妨げない範囲で軌道敷内を通行することができる。したがって、都道府県公安委員会が交通のひんばんな道路における車両の通行の円滑を図るため必要があると認め、路面電車の運行状況、軌道敷内の整備状況、道路の構造、交通量及び交通事故の発生状況等の諸条件を個別具体的に、かつ、総合的に勘案した結果、交通の安全と円滑の確保の観点から問題がないと判断し、路面バスを通行可の対象として「軌道敷内通行可」の交通規制を実施すれば、現行でも路線バスは軌道敷内を通行することは可能である。なお、具体的な「軌道敷内通行可」の交通規制に関する要望については、当該地域を管轄する都道府県警察に相談していただきたい。 | | | | | | 205031 | 警察庁 | 軌道敷内の通行に関して、通行できない車両のうち路線バスについて通行を可能とする規制緩和 | 5059 | 5059002 | | | 特定非営利活動法人 ふうい路面電車とまちづくりの会 | 2 | A | 軌道敷内の通行に関して、通行できない車両のうち路線バスについて通行を可能とする規制緩和 | 要望案 軌道敷内の通行に関して、道路標識等により路線バスが通行できる規定を設ける。要望案 道交法21条第1項のトローリーバスを路線バスに変更する。あるいは路線バスを追加する。 | 道路交通法第21条第2項3号の規定にある道路標識等によりバスの軌道敷内の走行が可能になれば、バスの運行が道路の渋滞に巻き込まれること(定時性・速達性が保たれ、しかも路面電車の乗り継ぎの利便性も高まる。また、実態として活用しないトローリーバスに替えて(加えて)路線バスとすることにより同様の効果が期待できる。 | 地方の公共交通は、過度に依存した車社会のなかであってその利便性や存在価値が薄れ始めています。しかしながら、道路の渋滞や環境問題、中心市街地の衰退という社会問題に対する方策として公共交通の利便性向上は大切なことです。その際、公共交通の優位性を確保するためにも、定時性やアクセス向上をはかり、市民の足として確立する必要があります。また、道路空間の有効活用は地域再生にも繋がります。モビリティ改善に寄与するものと思量する。 | 道路交通法第21条第1項及び同条第2項3号(軌道敷内の通行) | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示しいただきたい。 | c | | 外国人の受入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生・安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が研修・実習の実態がな(資格外活動)を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205032 | 警察庁・法務省 | 外国人研修生・技能実習制度について | 5061 | 5061001 | | | ゴウグ株式会社 関東工場 | 1 | A | 外国人研修生・技能実習制度について | 実習期間の延長 当社の研修生は研修期間10ヶ月、実習期間2ヶ月(トータルで3年間)となっている。可能であれば、今後はトータルで5年間の研修・実習期間を希望(特に実習期間の延長) | | 当社の研修生はこれから実習生になる段階で、まだ3年間を修了した者はいないが、日本人の職員に置き換えてみても3年間というのは時間的に短い。在職期間と感じられる。何より、3年間では指導可能な技術にも限界がある。実習期間が長ければ、より高度な技術の指導も対応可能となるのでは、取得した知識・技術を完全に身に付ける為に時間も欲しいと感じる。 | 難民法 | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要項事項(事項名) | 要項主体管理番号 | 要項事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要項主体名 | 要項事項番号 | 要項種別(規制改革) | 要項事項(事項名) | 具体的要項内容 | 具体的事業の実施内容 | 要項理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) | | | |
|----------------------------------|--|-------|-------|---|-----|---|-------|-------|---|--------|-----------|-------------------|----------|----------|------|---------|--------------|-------------|------------|-------------------|---|--|---|--|---|---|-----|--|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示しいただきたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生、安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205033 | 警察庁・法務省 | 外国人研修生・技能実習制度について | 5061 | 5061003 | | | | ゴウダ株式会社関東工場 | 3 | A | 外国人研修生・技能実習制度について | 人数の拡大：現状従業員の関係で、研修生の受け入れ人数が10名となっている。年に受入可能な人数の拡大を希望 | | | 現在、インドネシアから研修生を受け入れています。研修生を受け入れたことで、各自が指導の為に業務の見直しを行う事が出来たこと、若くして教育された礼儀正しい外国人研修生がいることで、研修生の配属部署が活気付いた等、利点が多数挙げられる。また、現在の人数枠以上に受け入れることは可能であり更に制度活用の機会を広げて頂ければと希望する | 難民法 | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | b | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、外国人の確かな在留管理が行われることが必要であり、本提案についても、治安対策の観点も含めて検討する必要がある。 | | 必要とされる「外国人の確かな在留管理」の内容、それを行う主体・時期につき、具体的にお示しいただきたい。 | b | | 具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205034 | 警察庁・厚生労働省 | 外国人研修生・技能実習制度について | 5061 | 5061004 | | | ゴウダ株式会社関東工場 | 4 | A | 外国人研修生・技能実習制度について | 保険加入の見直し：技能実習生が加入する各種保険について、厚生年金や雇用保険等の免除を提案したい | | | 実習生に義務付けられている厚生年金保険や雇用保険等、日本に期間限定で滞在する実習生にとってはメリットが少ない負担が大きいと感じられる為 | 難民法 | | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示しいただきたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生、安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態が資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205035 | 警察庁・法務省 | 研修技能実習制度期間の延長 | 5064 | 5064001 | | | ニチアス株式会社鶴見工場 | 1 | A | 研修技能実習制度期間の延長 | 研修・技能実習期間を現行の3年から5～6年に延長してほしい | | 樹脂成形技術の習得 | | | 当社鶴見工場は研修制度に基づきインドネシア研修生を長年受け入れております。コンプライアンスをモットーに問題なく成果を充分挙げていると自負しております。当社の事業における研修制度の役割と重要性は時間と共に高まり、いまや計画の基本条件の一部となることまでに伸長してきました。しかし、残念な事には3年間という限られた期間ではオペレーションと品質管理の習得に終わり、折角身につけた知識と高度な技術を更に発展させ、金型交換作業や他部門との連携作業などの高度な技術、作業に従事してもらうことができません。研修生の能力が高ければ高いほど、それを発揮し技術を移転するという制度本来の目的の達成が妨げられており、残念でなりません。これら上記の理由により、制度の期間延長を切にお願いもしております。 | 難民法 | |
| 道路交通法第109条の2第1項、第3項、道法施行規則第38条の3 | 道路交通安全法により規定されている講習は、都道府県公安委員会が実施することとなり、道路における交通安全の安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者が、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの、(道路交通法施行規則第三十八条の三)とあるが、公安委員会は具体的にどのように認定しているのか。 道路における交通安全に関する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものであれば、「道路における交通安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者」であるか否かは重要でないようにも思えるが、こうした要件を定めている理由は何か。 道路における交通安全に関する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する複数の事業者のうちから、市場化テストによって、質と価格に優れた事業者を選定して事業を委託する方が、交通安全講習の向上、コストの削減に資すると思われるが、この点に関する貴庁の見解を伺いたい。また、その際、要請者からの再検討要請があると、研修の内容が全国一律である点を踏まえ、各都道府県公安委員会が個別に委託する方法に代えて、全国一律に価格と質に優れた事業者を市場化テストにより選定する方が適切と思われるが、この点についても貴庁の見解を伺いたい。 なお、要請者からの再検討要請は以下の通り、「各都道府県で行っている研修は、全国一律の内容であり、共通部分の運営を各都道府県公安委員会が実施するよりも民間企業が一元的に行うほうが効率的及びコストダウンにつながるのではないか。」 | d | | 道路交通安全法により規定されている講習は、各都道府県公安委員会が実施することとなり、道路における交通安全の安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者が、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの、(道路交通法施行規則第三十八条の三)とあるが、公安委員会は具体的にどのように認定しているのか。 道路における交通安全に関する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものであれば、「道路における交通安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者」であるか否かは重要でないようにも思えるが、こうした要件を定めている理由は何か。 道路における交通安全に関する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する複数の事業者のうちから、市場化テストによって、質と価格に優れた事業者を選定して事業を委託する方が、交通安全講習の向上、コストの削減に資すると思われるが、この点に関する貴庁の見解を伺いたい。また、その際、要請者からの再検討要請があると、研修の内容が全国一律である点を踏まえ、各都道府県公安委員会が個別に委託する方法に代えて、全国一律に価格と質に優れた事業者を市場化テストにより選定する方が適切と思われるが、この点についても貴庁の見解を伺いたい。 なお、要請者からの再検討要請は以下の通り、「各都道府県で行っている研修は、全国一律の内容であり、共通部分の運営を各都道府県公安委員会が実施するよりも民間企業が一元的に行うほうが効率的及びコストダウンにつながるのではないか。」 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示しいただきたい。 | d | | 【 及び に係る回答】 現行法令において、「道路における交通安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者」という規定は委託先の対象を特段限定しておらず、道路交通法に規定されている講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備を有すると都道府県公安委員会が認める者であれば委託を受けることは可能である。 【 に係る回答】 道交法に規定されている講習は都道府県公安委員会の事務であり、各都道府県公安委員会が委託の主体であることから、全国の免許関係事務を一括して委託することは不可能である。 | 205036 | 警察庁 | 交通安全講習 | 5072 | 5072003 | | | 民間企業 | 3 | B | 交通安全講習 | 交通安全講習の市場化テスト | | 現在、警視庁、財団、特殊法人等で開催されている交通安全講習を一元的に行う。また、講習にe-learningを取り入れることにより、いつでもどこでも受講できるしくみを提供するほか、アニメーション、動画などを使った、事故時のシミュレーション体験など豊富な教材を整備する。 | 交通安全講習を一元的に行うことにより、全国一律な講習が可能となるほか、運用コスト(施設費、人件費)が大幅に削減される。また、豊富な研修カリキュラムや多種多様な教材が使えることにより、受講者側の理解度や受講率の向上が図られ、事故率の低減を目指す。 | | | | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望規制(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|--|---|-------|-------|---|-----|--|-------|---|------------|---------|------------------------------------|---------------|----------|----------|---|---------|-------|------------------------------------|--|---|--|---|--|-------|-----------|
| 道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等 | 交通違反反則金のクレジットカードによる決済が行われていない。 | c | | <p>「公取収納は、本件について当庁が代表して回答できる立場にない。なお、反則金のクレジットカード決済については、以下のような問題が想定される。</p> <p>○ 交通違反反則金は一種の制裁措置であって、反則金の納付と引き換えに、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されないこととされる制度であり、反則金を納付するかどうかは憲法第32条の裁判を受ける権利との関係から反則者本人の自発的な意思による必要がある。</p> <p>○ 信販会社が、現行の反則金制度(仮納付については、告知書に基づいて告知の翌日から7日以内に、納付については、通告書に基づいて通告の翌日から10日以内に納付を前提として、公安委員会に新たな事務負担を生じさせるとなく、日本銀行の蔵入代理店となり、又は蔵入代理店の蔵入事務取扱機関となる場合は格別、クレジットカード決済の新システムにおいて、新たな公安委員会の事務が生じ、又は追加的な費用支出が必要であるならば、反則金制度の趣旨を踏まえ、道路交通法の</p> | | <p>「罰法第32条の裁判を受ける権利との兼ね合いから反則者本人の自発的な意思を介在させるシステムが必要」とのご指摘であるが、クレジットカードによる納付についても、現金納付と同様、本人の意思を介在させる納付手段の一つであるため、罰法第32条の権利を奪うものではないと考え、インターネットによる納付の場合、記入がなかりの件数発生し、是正のための事務量が増加されることご指摘であるが、既に国民年金等においてもインターネットバンキングを活用した電子納付が実施されており、記入力が発生しない仕組みを作ることごクリアできると考える。</p> <p>「反則者のために、クレジットカード決済導入による新システムを公費にて構築することは適当ではない」とのご指摘であるが、クレジットカード決済を導入することにより、仮納付率向上し、本納付の事務効率化が図れ、結果として公費の削減につながるものと考え、まずは、新システムの構築も含めたクレジットカード決済導入について、本格的にご検討いただき、発生する初期コストやその後のランニングコストとクレジットカード決済導入によるコスト削減、事務効率化の効果を比較いただき、以上のことから、交通違反反則金のクレジット</p> | c | <p>「本件については、当庁が代表して回答できる立場にないことご前記回答したとおりである。なお、クレジットカードによる納付は、第三者が納付義務者に替わって国庫に立替払いを行うこととするものであり、クレジットカード会社から国庫への立替払いが、仮納付期限等に関わらずに、不能になった場合には、違反者の意思がないところで刑事手続きに移行することをおそれがある。本人に刑事上の不利益を生じさせないようなシステムの構築がチェックが必要となる。また、国民年金のようにあらかじめ把握された納入義務者が定期的に定額の金銭を納付するものではない。その納付は、不特定かつ極めて多数の者によって起る交通違反に関するものであり、インターネット納付による場合には、法所定の一律の手続きを行うに際して必要な膨大な数の違反者・違反行為・反則金の種別相互に関する確実な照合、反則金の仮納付ないし本納付の有無等の確認、誤納付防止のためのシステム構築とチェックも必要となる。</p> <p>これらのことを考慮すれば、クレジットカード納付を導入すれば、警察の事務負担の増加なしシステム構築のための費用負担は膨大なものになるおそれがある。それが認められる。</p> <p>また、交通違反反則金は、一定の交通違反を犯した違反者が制度の適用を受けようとする場合に納付すべき一種の罰金であるとして、これを納付した場合には公費を徴収せず、又は家庭裁判所の審判に付されないこととされる制度であるところ、これを納付するか、併せて刑事手続きの適用を受けるかどうかについては、違反者の自主的な選択に委ねられており、納付率の向上を目的とするような性質のものではない。</p> <p>以上のことから、交通違反反則金のクレジット</p> | 205037 | 警察庁・財務省 | 交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件 | 5075 | 5075001 | | クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社、別紙参加カード会社社名一覧ご参照) | 1 | A | 交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件 | <p>国に対し、クレジットカード会社が、反則者に替わり立替払いを行う、納付書発行時の窓口におけるクレジットカード決済やインターネットによる、クレジットカード決済さらに違反時に即時クレジットカード決済を可能とし納付手段の多様化を実現する。</p> | <p>【現状の課題】基礎データの反映まで約10日間を要しており、仮納付の照合作業に支障が出る。現金納付しか認められていない為、仮納付段階での納付率が向上しない。よってその後の督促や本納付書の交付等事務コストが新たに発生している。</p> <p>【対応策】警察庁・都道府県警間で反則者認定・反則金額等のデータを即時反映させる。その上でクレジットカード納付を導入すれば反則者側と収納者側双方にメリットが生じ、</p> <p>「新たな」</p> | 道路交通法の反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件 | 公安 | <p>要望理由の続き【対応策による反則者側のメリット】インターネット決済により、24時間いつでも支払い可能で、時間効率が上がる。</p> <p>・「予定しない支払いにたいして、クレジットカード決済(分割払い等)により、家計管理ができる。」</p> <p>【対応策による収納者側のメリット】新たな収納チャネルの追加により、仮納付率の向上が可能になる。</p> <p>・「新たな」</p> | | |
| 会計法等 | 物品購入に金、クレジット、会計法等の規定に基づいて実施されており、通常業者等の口座への振り込みによる支払いが行われているが、海外のホテル等で宿泊料を支払う際、見積書の入手、海外送金等の便宜上の理由から、責任者を会計法上の分任支出担当官に指定し、クレジットカードによる支払いを行っているところ。 | d | | <p>今後も現行法令で対応し得る範囲内において、個別の事情等を考慮し、必要があれば適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。</p> | | <p>要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。海外における調達・支払業務において既にクレジットカード決済を導入していただいていることは理解できる。しかし、今回要望している内容は、諸外国のように国内における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムを活用したコスト削減や業務効率化である。既に既存の会計機関により適正な運用が行われていることとあるが、再度諸外国の導入事例等をご確認いただき、国内の調達・支払業務についてもご検討いただきたい。</p> <p>また、金融庁・財務省からの回答にある通り、「物品調達・物品管理、謝金、諸手当、補助金及び旅費の各業務」システム最適化計画により、物品調達・支払業務が電子化される予定であれば、その計画の中でクレジットカードシステムの導入についてもご検討いただきたい。」</p> | d | <p>意見 については、御指摘を踏まえ、国内の調達・支払業務についても、現行法令で対応し得る範囲内において、個別の事情等を考慮し、必要があれば適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。</p> <p>意見 については、当庁は代表して回答する立場にない。</p> | 205038 | 全省庁 | 政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入 | 5075 | 5075002 | | クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社、別紙参加カード会社社名一覧ご参照) | 2 | A | 政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入 | <p>諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現したい。また、クレジットカードシステムの導入によるコスト削減・効率化効果がある場合は、その規定をご指摘いただきたくとも制度を改正いただきたい。</p> | <p>各府省庁において実施されている。物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が認められた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。</p> | <p>諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が認められるものと考え、関係府省庁において検討をお願いしたい。</p> | 会計法(第10条～第26条)、予算決算及び会計令(第38条～第63条)、契約事務取扱規則(第1条～第27条) | <p>【ご参考】クレジットカードシステムを導入している諸外国(米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、ペルー)等。物品調達に限定しては、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々</p> | | |
| 刑法(明治40年法律第45号)第185条～第187条 | いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化が懸念され、カジノの実施を検討する場合には、これら諸問題を十分に考慮することが必要である。したがって、カジノを実施するための立法が検討される場合には、警察庁としては、これらの観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べてまいりたい。 | c | | | | | | | | 205039 | 警察庁・法務省 | カジノ/実現に必要な法整備 | 5085 | 5085006 | | 東京都 | 6 | A | カジノ/実現に必要な法整備 | <p>・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。</p> <p>・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。</p> | カジノ開設 | <p>・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいと期待できる。</p> <p>・カジノは、現行法では、刑法の賭博および虚偽に関する罪で規制されており実施することができない。</p> | 刑法第185条～187条(賭博および虚偽に関する罪) | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | <p>平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。</p> | | <p>外国人の受入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討が必要であると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。</p> <p>なお、韓国国民に対する査証免除の恒久化については、現在、実施されている期間限定査証免除の実施結果や、我が国における犯罪状況等を踏まえ、政府内で総合的に検討することとしているところであるが、いづれにせよ、両国治安当局間で緊密な連携を図ることが重要と考えている。</p> | c | <p>「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。</p> | 205040 | 警察庁・外務省 | 外国人旅行者に対する査証手続きの緩和 | 5085 | 5085007 | | 東京都 | 7 | A | 外国人旅行者に対する査証手続きの緩和 | <p>・観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定要件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと。</p> <p>・韓国から観光目的で来訪する旅行者に対する一時的な査証免除については、将来的にはその恒久化を図ること。</p> | <p>日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の4分の1に過ぎなかったという状況に対し、都は、千客万来の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。</p> <p>今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、不便を来たしている現在の査証制度を改善することが必要である。</p> | 出入国管理及び難民法、外務省設置法 | | | | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|---|---|-------|-------|---|-----|---|-------|---|---|-------------------|----------------------------------|------------|----------|----------|--------------|---------|-------|----------------------------------|--|---|---|------------|--|--------------|-----------|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | b | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、外国人の的確な留管理が行われることが必要であり、本提案についても、治安対策の観点も含めて検討する必要がある。 | | 必要とされる「外国人の的確な留管理」の内容、それを行う主体・時期につき、具体的にお示しいただきたい。 | b | | 具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205041 | 警察庁・法務省 | 在留資格審査の厳格化 | 5085 | 5085008 | | | 東京都 | 8 | A | 在留資格審査の厳格化 | ・外国人登録証のIC化による偽造対策等を推進することで、在留資格審査の一層の厳格化を図り、不法滞在者の退去強制に資するように図ること。 | | 留学・就学、研修、興行、日本人配偶者等の資格で入国する者の中には、在留資格は名目だけで、当初から不法就労等を目的としている者が数多く存在している。国においても、入国審査時の指紋採取及び写真撮影の実施に向けた検討やICチップ付きの新型旅券の導入を進めるなどの取組が進められている。しかし、不法滞在者の多くは不法残留者であり、日本国内における不法滞在者の摘発強化が課題である。昨年、偽造旅券に加えて、精巧な偽造外国人登録証も発見される等、不法滞在者が摘発を逃れる手段も悪巧み化しており、摘発を一層促進するためにも必要な措置であり、求めるものである。 | 出入国管理及び難民認定法 | |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第33条第4項、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号、以下「施行令」といふ。)第15条 | 風営法では、深夜における酒類提供飲食店営業の営業制限地域の規制は、地域の実情を踏まえる必要があることから、施行令第15条で定める基準の範囲内で、都道府県条例で定めるものとされている。 | d | | 深夜における酒類提供飲食店営業の営業制限地域の規制に関しては、施行令第15条で定める基準により地域の実情を踏まえて都道府県条例で定めるものとされており、具体的な地域の指定・変更に関しては、当該都道府県の実情により条例の改正の是非が検討されるべきものとする。 | | 再開発地区計画等を定めた地域において、その内容に沿って、風俗営業法による用途規制も柔軟に規制すべきであるとする。自治体の定める条例において、地域の実情を踏まえ、用途規制についても弾力的に運用すべき旨検討いただき、自治体に対し、その旨周知いただきたい。 | d | 風営法施行令第15条第1号)とされているが、この「住居集合地域」とは、「住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域」(同令第6条第1号イ)であり、都道府県条例では、これを受けて都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に応じて営業禁止地域を定めていると承知している。この営業禁止地域の追加・変更は、地域の実情に精通した都道府県が風営法の目的に照らして判断すべきであり、現行においても、各都道府県が条例で定める営業禁止地域の定めには差違があるなど、地域の実情に応じた営業禁止地域が指定されていると認識している。今後の営業禁止地域の変更等の必要性についても各都道府県で一律ではないことから、当該都道府県が地域の実情に応じて自主的に判断すべきであり、同法 | 205042 | 警察庁・国土交通省 | 地区計画等が定められた地区における風営法の合理化 | 5090 | 5090009 | | (社)不動産協会 | 9 | A | 地区計画等の適用の合理化 | 風営法第33条において、政令で定める基準に従い都道府県が条例で定めるところにより、地域を定めて、深夜において酒類提供飲食店営業を営むことを禁止することができるとしている。都市計画法に基づく地区計画等を定め、建築物等の用途の制限を定めた場合などにおいては、定められた用途制限を動かし、風営法の規制内容を個別に定めるなど、弾力的な運用を、また都市再生緊急整備地域内においては、誘導すべき用途内であれば、風営法の適用から除外するなどの運用も検討すべきである。 | 施行令第15条において、政令で定める基準は、住居集合地域内で必要最小限度とする事とされている。一方、東京都の法律施行条例では、住居集合地域を一低、二低、一中高、二中高、一住、二住、準住居とし、地区計画等で建築物等の用途の制限を定めた場合についても、一律な運用がなされている。 | 風営法の規定を一律的に運用された場合に、地区によっては、夜間の健全な賑わい創出や24時間型活動へのサービスといった都市の魅力づくりに支障となるケースも考えられるため、地区計画等によって計画的に誘導できる地区においては、地区の実情にあった規定とすることが合理的と考えられる。 | 風営法第33条 | | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示しいただきたい。 | c | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生、安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなく資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205043 | 警察庁・法務省 | 技能実習制度の期間延長 | 5097 | 5097001 | | 株式会社 TOKIRON | 1 | A | 技能実習制度の期間延長 | 実習以降後の現行制度の期間延長 | 機械組立て仕上げ作業は、技術の熟練度合い求められる為実習生移行後の2・3年では、短く思われる為、期間延長を強く望みます。 | 機械組み立て仕上げ作業工程は、多岐に亘る為実習移行後、期間延長する事により確かな技術移転が可能となり、本制度の質的向上するものと確信いたします。是非、受入期間延長をお願い致します。 | 出入国及び難民認定法 | | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示しいただきたい。 | c | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205044 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | 海外企業からわが国企業に派遣される長期出張者向けに在留資格の整備 | 5109 | 5109006 | | (社)関西経済連合会 | 6 | A | 海外企業からわが国企業に派遣される長期出張者向けに在留資格の整備 | 我が国の工場等に導入された設備・装置の確認を行う技術者等、実質的に就労を目的として上陸する長期出張者向けに、現行の短期滞在査証及び資格の最長期間である90日を超過、180日程度の在留を可能とする査証(有効期間内は複数回の出入国が可能な数次査証)や、資格を整備して頂きたい。また、その際に我が国の関係官署にて必要とされる手紙や、許可にかかる手間・時間等については、「技術」など、1年または3年の在留を認める資格との比較において軽減される形で諸法令を整備して頂きたい。 | 我が国に拠点を有さない企業に所属する外国人が出張ベースで上陸するに当たっては、「研究」「技術」「人文知識・国際業務」等の資格取得は申請から許可に至る手続に無用の手間と時間を要することから回避し、「短期滞在」資格での出入国を繰り返すケースがあると考えられる。双方の資格の狭間を埋める意味で180日程度の在留・就労が可能となる査証・資格を整備することが、送出し側と受け入れ側の何れにとっても便益に達し、長期出張者の我が国における法的地位の安定を図ることにもつながると期待される。 | ・規制改革・民間開放推進3か年計画(改定) ・出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 ・第3次出入国管理基本計画 ・諸外国との租税条約 ・所得税法 ・労働基準法 ・労働健康保険法 ・国民年金法 | | | | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|----------------------|---|-------|-------|--|-----|--|-------|-------|---|--------|-------------------|---|----------|----------|------|---------|---------------------------|--------|------------|---|--|--|--|---|---|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 所要の措置、が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205045 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | 専門的・技術的分野の労働の範囲の見直し | 5109 | 5109007 | | | (社)関西経済連合会 | 7 | A | 専門的・技術的分野の労働の範囲の見直し | 外国人が我が国において、外食産業(ウェイター・ウェイトルスなど)、観光産業(ツアーガイドなど)、介護産業(介護福祉士、ホームヘルパーなど)等のサービス業に従事することができるよう、一定の公的資格の取得、実務経験、日本語能力を身に付けていることなどを条件とした在留資格の新設、或いは現行の在留資格「技能」の範囲の拡大を図って頂きたい。 | | 例示した各産業における労働は対人サービスであることから、機械化等による効率化が著しい(困難である一方、労働力供給の不足も認められ、外国人留学生・就学生による資格外活動(アルバイト)をもって需給ギャップが一部埋められているとの指摘もある。また、外国人の在留が長期化・定住化傾向を示すと共に、国を挙げての戦略を進めた結果として観光目的での外国人の来日も増加する中で、受け入れ国としての環境の整備も急務である。 | ・出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 ・第3次出入国管理基本計画 ・平成17年版通商白書 ・ビジット・ジャパン・キャンペーン | 現在の在留資格は我が国の実態に見合っていない面がある。専門的・技術的分野の労働と、いわゆる単純労働との二分法から脱し、いわば中間技能を有する外国人の受け入れを検討するなど、全体を見直すべきと考えられる。 |
| 道路交通法第70条、及び第71条5号の5 | | d | | 喫煙等運転中における行為については、その態様が様々であることから、自動車等の運転中における携帯電話等の使用と同様の罰則は設けられていないが、運転中の喫煙等の行為により交通事故を起こすなど、実際に交通の危険を生じさせた場合には、安全運転義務(道路交通法第70条)違反が成立することとなり、現行の規定により対応可能である。 | | 要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。「運転中の喫煙等の行為により交通事故を起こすなど、実際に交通の危険を生じさせた場合には、安全運転義務(道路交通法第70条)違反が成立することとなり、現行の規定により対応可能である。」との回答ですが、対応された事例はないのでは、運転中(二輪車を含む)に喫煙している事例は少なくない現実の実態があり、片手運転、火傷・車内火災、煙による視界不良、視力低下、視野狭窄、火消し、灰落とし、注意散漫などで事故を誘発するリスクや事故事例が否定できないので、交通事故防止のために、第71条の運転者の遵守事項に入れるべきです。」 | d | | 運転中の携帯電話の使用に対して個別に罰則規定を設けたのはその行為が事故実態からも特に危険な行為であるためであり、運転中の喫煙、読書、飲食等あらゆる行為についてはその形態及び危険性がさまざまであるため個別に罰則規定を設けてはならないが、事故につながる原因の一つとなることは認識しており、今後とも安全教育を実施し、事故防止に務める所存である。 | 205046 | 警察庁 | 運転中の運転者の喫煙を禁止する措置 | 5110 | 5110003 | | | 特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会 | 3 | A | 運転中の運転者の喫煙を禁止する措置 | 運転中の喫煙は、運転中の携帯電話の使用禁止と同様に、危険行為であるので、禁止するよう道交法を改正すべきである。 | 自動車事故防止だけでなく、車の窓からの灰や火のついたタバコのポイ捨てなどもなくなり、火災と危険の防止にも役立つことになる。また同乗者の受動喫煙防止にもなる。 | 2004年11月から運転中の携帯電話の使用が禁止されたが、喫煙についても、片手運転、火傷・車内火災、煙による視界不良、視力低下、視野狭窄、火消し、灰落とし、注意散漫などで事故を誘発するので、禁止すべきである。 | 道路交通法 | |
| 未成年者喫煙禁止法第4条 | 未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は八咫鏡ヲ販売スル者ハ満二十歳ニ至ラザル者ヲ喫煙ノ防止ニ資スル為ニ年齢ノ確認ヲ行フ」が規定されている。 | c | | インターネットによる販売においては、対面販売に比して年齢確認が十分に行われないおそれがあり未成年者の喫煙防止の観点からは好ましくない。未成年者喫煙禁止法では、煙草等を販売する者は、年齢確認その他の必要な措置を講じるものとしているところであり、未成年者の喫煙防止対策に関し、関係省庁とも協力して検討してまいりたい。他方、インターネットを利用して煙草、酒類等の販売が広く行われている実情をかんがみれば、インターネット販売そのものを直ちに一律に禁止することは困難であると考えられる。なお、インターネットによる販売についても、未成年者が自用に供することを以て販売した場合には、同法により処罰されることとなる。 | | 要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。「インターネットにより未成年者がタバコを購入できない有効的な方法が講じられない限り、禁止とする法的整備が必要です。ICカード式タバコ自動販売機の導入により、未成年者が自販機で買えなくなったとしても、ネットで買うことができる状況への早期の対応がなされなければ、未成年者のタバコ購入防止の実効性がありません。」 | c | | 前回の回答のとおり、インターネットを利用した煙草等の販売そのものを禁止することは困難であるが、インターネットを利用した販売においても、未成年者の喫煙を防止するため年齢の確認その他の必要な措置が適切に講じられるよう、関係省庁と協力して努めてまいりたい。 | 205047 | 警察庁・財務省 | タバコのインターネット販売の禁止 | 5110 | 5110011 | | | 特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会 | 11 | A | タバコのインターネット販売の禁止 | 現在インターネットでタバコが販売され購入できるが、購入者の年齢確認ができないので、禁止すべきである。 | 未成年者喫煙禁止法の年齢確認を規定する第四条が空洞化する可能性があるため、適正な措置が必要である。 | 2008年にICカード式自動販売機が導入されると、ニコチン依存の未成年者がネットで買うようになる可能性があるため、年齢確認のできないネット販売の禁止措置が今のうちから必要である。 | たばこ事業法、未成年者喫煙禁止法 | |
| 国家公務員法 | 退職した国家公務員の再就職については、国家公務員法第103条第3項において、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得た場合を除き、退職後2年間、営利企業の地位で、その離職前5年間に在職していた人事院規則で定める国の機関又は特定行政法人と密接な関係にあるもの | c | | 退職した国家公務員が企業や関連団体へ再就職することを一律に禁止することは、職業選択の自由等の問題もあり、慎重に検討すべき問題と見られる。なお、現行においても、営利企業への就職については、国家公務員法第103条により、制限されているところ。 | | 要望者から以下のような再意見が寄せられていますので再検討をお願いします。「(1)国家公務員法第103条第2項で「職員は、離職後2年間は、前職企業の地位で、その離職前5年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」としていますが、2年間であることの根拠があるわけではなく、また再就職による関連企業への利益誘導事例が先般日本道路公団を舞台にありましたが、役員については年限を設けずに禁止することが必要事例です。例えば、財務省の役員が、現に1の役員として天下っています。例えば、現川会長は財務省元主計局長であり、副社長の人は元連帯局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に迂回して就職していることが、能率を生み、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわないために、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対に起こらないような保証制度が創設されたい。役員については年限を設けずに禁止することが必要です。(2)前項の幹部職員が、定年前に辞め、管理監督権限を有する企業や関連機関に再就職する可能性がある場合がある、それが能率や利益誘導を有する可能性が否定できないケースがあることが懸念されます。このような償目は原則的に止められるべきではないでしょうか。」 | c | | 国家公務員の再就職規制については、国家公務員法等の規定により行われており、本制度については当庁で所管しているものではなく回答する立場にはないが、一般的に職業選択の自由等の問題もあり、退職した国家公務員が企業や関連団体へ再就職することを一律に禁止することは、慎重に検討すべき問題と見られるところ。 | 205048 | 全省庁 | 行政機関の役員退職職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する | 5110 | 5110014 | | | 特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を、推進協議会 | 14 | A | 行政機関の役員退職職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する | 行政機関(例えば財務省)の退職者(役職の)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えば「J」や「たばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって能率を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。 | 行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。 | 近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。 | 人事院等の法令 | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|--|---|------------------------------------|--|--|--|-------|-------|-------|--|--------|-------------------|------------------------------------|----------|----------|------|-----------------|-----------------|--------|------------|------------------------------------|--|---|--|---|-----------|
| 古物営業法第3条第1項、第7条及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条 | (1)提案内容について、古物営業を営もうとする者は、営業所(営業所のない者は、住所又は居所をいう。)が所在する都道府県(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない(1項)。また、2項以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商については、「氏名又は名称及び住所 | (1)提案内容の(1)について (2)提案内容の(2)について | (1)提案内容の「原目」について、古物商等の遵守事項(古物営業法第3条)として規定されている標識の掲示や管理者の選任は営業所等に関するものであり、確認等及び申告や帳簿等への記載等は営業所等においてなされるものであり、届触れと差止めは営業所等に所在する古物に関するものであり、営業所等と当該営業所等に集積する古物に着目した内容となっている。したがって、営業所等を管轄する公安委員会に届けば古物商に対する実効的な指導監督を行うことは困難であることから、都道府県公安委員会制度の下において、本店所在地を所管する公安委員会に許可申請を行えば、それ以外の公安委員会に対する許可申請を不要とすることは困難である。また、営業所の管理者の氏名及び住所など、特定の公安委員会に係る固有の事項の変更届については、当該公安委員会以外の公安委員会に対して届出を行うことにより、当該公安委員会に対する届出を不要とすれば、当該公安委員会が古物営業の実態を適切に把握することができ、古物商に対する実効的な指導監督を行うことは困難であることから、本店所在地を所管する公安委員会に届出を行えば、それ以外の公安委員会に対する届出を不要と | 一の公安委員会が、一括して許可申請又は変更届出を受け、他の全ての関係公安委員会に書類を送付することとした場合、特定の都道府県の負担が増大することが予想され、ひいては当該都道府県民の負担の増大につながるおそれがあり、また、逆にかかる事務に要する経費を申請又は届出を行う業者に負担させることは、小規模な業者も多いという古物商の現状を踏まえれば適切でない。また、変更届出に際しては、営業所の所在地等の事項については、営業所ごとに異なることが考えられることから一括届出の手段になじみにくく、また、通常それぞれの営業所に固有の事項であるため、現行のとおり、営業所を管轄するそれぞれの公安委員会に届出を行う制度を維持することが、業者の事務負担の面からみても合理的であると考えられている。 | 回答では「本店所在地を所管する公安委員会に届出を行えば、それ以外の公安委員会に対する届出を不要とすることは困難である。」とされているが、本店所在地の公安委員会より他の公安委員会へ書類を回送するなどして、申請の負担を軽くする策が取れないか改めて検討され、回答された。 | | c | | | 205049 | 警察庁 | 古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化等について | 5118 | 5118002 | | | 社団法人 リース事業協会 | 2 | A | 古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化等について | 古物営業法の許可申請及び変更届出は、営業所が所在する都道府県ごとの都道府県公安委員会宛に行うこととされているが、本店所在地を管轄する公安委員会宛に申請・届出を行うことにより、本店所在地以外を管轄する公安委員会宛申請・届出を代行することとし、本店所在地以外を管轄する公安委員会宛申請・届出を不要とすること。また、本手続きの電子化を早期に実施すること。 | 各都道府県公安委員会の許可を得ることで、変更届等は各々の公安委員会に行うことになり煩雑である。代表者・役員の変更については、一の公安委員会への届け出ることとされているが、営業所の管理者についても同様の取扱いとすることが望まれる。日本全国に営業所を展開するリース会社の多くは、行政に対する届出等について本社で一括して管理を行っている。古物営業法関係の諸手続きについて、電子化されることにより、本社で手続きを簡便に行うことが可能となる。この場合、各都道府県ごとに統一されたデータ様式等によることが望まれるため、国でデータ様式を定めるなどの関与が強く望まれる。 | 古物営業法第3条、第7条 | | |
| 道路運送車両法、自動車登録令、自動車保有関係手続の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方自治体条例等 | 関係手続は、自動車の検査・登録、保管場所の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税務所等、それぞれ別の行政機関に出向いて手続を行う必要がある。自動車の保管場所証明申請は、自動車の保有者が当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権限を有する | b | | 自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化については、平成17年12月から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところである。なお、新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続以外の手続のワンストップサービス化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目標に段階的に実施することとして、関係省庁において検討を進めることとしている。 | 回答では、「新車の新規登録を対象とした自動車保有関係手続以外の手続のワンストップサービス化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目標に段階的に実施することとして、関係省庁において検討を進めることとしている。 | | d | | | 205050 | 警察庁・総務省・財務省・国土交通省 | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について | 5118 | 5118003 | | | 社団法人 リース事業協会 | 3 | A | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働させられ、その他の手続は平成20年を目標に段階的に進められているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すること、 | 電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。 | 大量に自動車を所有する者が自動車関係諸手続きを行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括で行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。 | 道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方自治体条例等 | |
| なし | 当庁との契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等を第三者に譲渡・継承することを禁ずる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。 | d | | 当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであるが、さらに平成18年1月から債権譲渡禁止特約の解除の対象となる譲渡対象者を拡大する予定である。 | 省庁間での統一した対応を願いたい。 | | d | | 当庁においては、既に譲渡対象者の範囲を信託会社、特定目的会社まで、譲渡債権の範囲を全ての債権まで拡大している。 | 205051 | 全国 | 国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除 | 5118 | 5118006 | | | 社団法人 リース事業協会 | 6 | A | 国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除 | 各都道府県及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。 | 本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。 | | | |
| 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項、同施行令第2条、同施行規則第1条第1項、第4項及び別記様式第1号 | 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の書面の交付の申請に係る申請書の書式については、同施行規則の別記様式第1号に定められており、全国統一が図られている。 | e | | 御指摘の東京都、神奈川県、千葉県、大阪府の各都府県警察では、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の別記様式第1号に規定されている書式の要件を満たす自動車保管場所証明申請書による申請であれば、他の道府県警察において作成し使用している当該申請書であっても受理していることを確認している。 | 全国の警察に対して様式が満たされれば受理する旨、周知徹底を図りたい。 | | d | | 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の別記様式第1号に規定されている書式の要件を満たす自動車保管場所証明申請書による申請であれば、他の道府県警察において作成し使用している申請書であっても、全国の警察において受理することとなっている。 | 205052 | 警察庁 | 車庫証明書式の統一化 | 5118 | 5118023 | | 社団法人 リース事業協会 | 23 | A | 車庫証明書式の統一化 | 現在一部の都府県で異なる車庫証明の申請書式を統一化を要望する | 手続きの統一化により、全国展開する事業者の業務の効率化が図れる。 | 車庫証明申請書は「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則」で統一化が図られた。しかし、東京、神奈川、千葉、大阪の一部都府県では、一部変更された書式を使用するように指導されており、所在地により異なる処理を迫られている。書式の統一につき、該当の都府県官庁に統一書式の使用を認めるように指導願いたい。 | 自動車の保管場所の確保等に関する法律、同施行規則 | | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|---|--|-------|-------|---|-----|---|-------|---|---|--------|--------------------------|------------------------|----------|----------|------|-------------|-------------|--------|--------------------------|--|---|---|--|---------|-----------|
| 自動車 の保管 場所の 確保等 に関する 法律第4 条第1項 | 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条において、道路運送車両法第4条に規定する自動車の登録、同法第12条に規定する変更登録(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)又は同法第13条に規定する移転登録(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)を受けようとする者は、運輸支局等に対して、警察署長の交付する道路上の | d | | 自動車の「使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をい、具体的には、自動車を運行の用に供する地点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をしようとする実態を備えているか否かで判断することとなる。例えば、会社が自動車の保有者である場合、本店・支店である営業所については、そこを営業活動の拠点として実際に自動車を稼働させており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理している実態があるときは、使用の本拠の位置として認められる。したがって、自動車の使用の本拠の位置を変更する場合に、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条の規定により、警察署長の交付する自動車保管場所証明書を運輸支局等に対して提出し、道路運送車両法第12条に規定する変更登録をすることとなる。なお、自動車の保管場所証明等事務に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈基準については通達で明確にするとともに、警察庁のホームページに掲載している。また、実際に自動車の使用を管理している場所以外の場所を「使用の本拠」にするという手口等の車庫とばし事業については、平成16年中に2,500件検挙されている。 | | 要望元から下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 「本要望は、現行の法令がレンタカー事業にその他の自動車保有者と同様の制約を求めていることにより、本来必要とされる都心部などへの営業拠点設置を妨げている。これをレンタカー事業の特性を活かす具体的なルールを再定義することにより、適正なルールのもとで、公共交通機関としての役割を拡充し、社会に対する利便性を向上させたいというものである。具体的には、レンタカー事業者は、自己保有する営業車両の管理を、各営業拠点において実施することが可能であり、同一事業者の営業拠点であれば、「使用の本拠」としてのみならず、持戻の変更を不要と考える。上記要望の主旨を理解いただき、レンタカー事業者に限り「使用の本拠」の定義を見直されたい。」 | d | | 自動車の「使用の本拠」とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をい、具体的には、自動車を運行の用に供する地点として使用し、かつ、自動車の使用を管理しようとする実態を備えているか否かで判断することとなり、レンタカーの営業拠点において、自己保有する自動車の管理を実施することができるのであれば「使用の本拠」とみなすことは可能である。 なお、「使用の本拠の位置」から法令に定められた距離等の要件を満たし、かつ、使用権限を有する道路上以外の場所において、保管場所として、必要台数のレンタカーの保管スペースが常に確保されることは当然必要とされる。 | 205053 | 警察庁・国土交通省 | レンタカー事業における「使用の本拠」の明確化 | 5118 | 5118025 | | | 社団法人リース事業協会 | 25 | A | レンタカー事業における「使用の本拠」の明確化 | レンタカー事業における「使用の本拠」の範囲を明確化することを要望 | | 道路運送車両法上、レンタカー車両は「自家用車両」と定義されるが、有償貸渡事業に用いるため、複数の拠点で車両を使用するなど、その使用法が特殊である。「使用の本拠」の定義が明確化されないまま「乗り捨て車両の有効活用ガイドライン」などで「使用の本拠以外の店舗での貸渡しは2週間以内は可能」となされている。「使用の本拠」の移転を時間的尺度ではかるのではなく、営業資産である車両に起因する。例えば、整備・点検の実施、貸渡し状況の管理、自己等の報告責任などへの責務と権限を有する部署等と定義していただきたい。 | 道路運送車両法 | |
| 道路交通 に関する 条約(昭和 39年 第17号) 以下、 ネーグ条 約、 ウィーン 条約、 第24 条第1項 道路交通 法(昭和 35年 法律第 105号) 第107条 の2 道路交通 法施行令 (昭和 35年 政令第 270号) 第39条 の4、 第39条の 5 | 現在、我が国においては、我が国の免許証を有している者、条約締結する国際運転免許証を有している者、又は我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国(ドイツ、フランス、スイス)については、その行政庁の免許証(翻訳文の添付)による運転が認められている。今後とも、我が国と同等の水準の運転免許制度を有すると認められる国があれば、その行政庁の免許証による運転を認めていくことは可能である。 | d | | 従来から、ジュネーブ条約の規定に基づく国際運転免許証を発給していない国であっても、我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国として行政令で定める国(ドイツ、フランス、スイス)については、その行政庁の免許証(翻訳文の添付)による運転が認められている。今後とも、我が国と同等の水準の運転免許制度を有すると認められる国があれば、その行政庁の免許証による運転を認めていくことは可能である。 | | 「我が国と同等の水準」とあるが、その基準を明確にされたい。日本国内においてはジュネーブ条約のみが有効で、ウィーン条約の国際免許証にての運転は無免許とされる。(例えば、イタリアなどはジュネーブ条約1949年の国際免許も発行するが、同時にウィーン条約1968年も発行する。)国際的には、ウィーン条約の国際免許証も、広く認められているが、ウィーン条約の国際免許証の有効性について御庁の見解を伺いたい。さらにドイツ、フランス、スイスの翻訳文の添付とあるが、翻訳文の添付がなくても対象国の運転免許の内容を理解できるような仕組みの導入についての見解を伺いたい。 | d | 我が国と同等の水準の運転免許制度を有しているか否かについては、対象となる国の法令、制度等に依る検討、現地での調査等を行うことにより、個別具体的に判断することとする。 我が国が加盟していないウィーン条約の国際運転免許証については、当該国際運転免許証を所持しているも我が国で運転することは認められない。 「翻訳文の添付」についてはドイツ、フランス及びスイスの行政庁が発行する免許証を受けている運転者の利便を図る観点から、当該国の免許証を有する者について、我が国での運転を認めており、道路交通の場において、警察官が有効期間、運転することが可能な車種等について判断する上で、免許証の内容が日本語により記載されていることは必要不可欠であることから、日本語による翻訳文の添付を求めているものである。 | 205054 | 警察庁 | 日本国内における「国際免許証」の規制緩和について | 5118 | 5118029 | | | 社団法人リース事業協会 | 29 | A | 日本国内における「国際免許証」の規制緩和について | 海外からの旅行者等が日本国内で自動車を運転するためには、日本の免許証または1949年のジュネーブ協定加盟国の発効する国際免許証が必要であるが、それ以外の国の発効する国際免許証にも対象を拡大することを要望する。 | 日本を訪れる海外からの旅行者等の利便性を高め、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に貢献するとともに、レンタカー等への経済効果が見込める。 | 海外からの旅行者等が日本国内で自動車を運転するためには、日本の免許証または1949年のジュネーブ協定加盟国の発効する国際免許証が必要である。近年のグローバル化の進展等により、訪日者は増加しているが、1949年以後国内において有効な国際免許証に関する法令の見直しは実施されておらず、海外旅行者の利便性が損なわれている。国内で有効な国際免許の対象を拡大すべきである。 | | | |
| 出入国 管理及び 難民認定 法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討が必要であると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205055 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | フィリピン人看護士の受け入れ | 5118 | 5118030 | | | 社団法人リース事業協会 | 30 | A | フィリピン人看護士の受け入れ | フィリピン人看護士の受入を拡大していただきたい | | フィリピン人看護士は国家的に派遣をされており、一定の評価をしよう。日本においては高齢化が進行しており、質の高い看護士の確保は不可欠である。フィリピン人看護士の受入を拡大するため、現行4年の就労制限を撤廃する。または4年以降も延長可能とする。フィリピンでの有資格者は一定基準をもって日本の看護士の資格を付与するなどの規制改革を行い、受入を拡大することを要望する。 | | |
| 出入国 管理及び 難民認定 法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討が必要であると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的な内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205056 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | フィリピン人介護士の受け入れ | 5118 | 5118031 | | | 社団法人リース事業協会 | 31 | A | フィリピン人介護士の受け入れ | フィリピン人介護士の受入を拡大していただきたい | | フィリピン人介護士は国家的に派遣をされており、一定の評価をしよう。日本においては高齢化が進行しており、質の高い看護士の確保は不可欠である。フィリピン人介護士の受入を拡大するため、「介護士」の在留資格を認めるなどの規制改革を要望する。 | | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|--------------|-----------------|-------|-------|---|-----|---|-------|-------|---|--------|-------------------|----------------------------------|----------|----------|------|---------|-------------|--------|------------|---------------------------------|---|---|--|--|-----------|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的、出稼ぎ意識で来日する研修生、安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受け入れに悪用されているケースが散見されることである。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなく資格外活動を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205057 | 警察庁・法務省・外務省・厚生労働省 | 外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習移行対象職種)の拡大) | 5119 | 5119002 | | | テンプスタッフグループ | 2 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習移行対象職種の拡大) | 現在62職種、114作業のみ対象となっている職種を一定条件に達する職種へ拡大することを求める。 | 技術移転による送出国への国際貢献という趣旨を徹底するため、日本での成長産業(IT分野、サービス分野等)へ職種を拡大する。 | 現在の技能実習移行対象職種には、IT分野やサービス産業など、現在の日本の成長産業が含まれていない。当該制度の技術移転による国際貢献という意義を明確にするためにも、成長分野への対象拡大を行う必要がある。 | 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成五年法務省告示第四百一十一号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正) | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | b | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、外国人の的確な在留管理が行われることが必要であり、本提案についても、治安対策の観点も含めて検討する必要がある。 | | 必要とされる「外国人の的確な在留管理」の内容、それを行う主体・時期につき、具体的にお示しいただきたい。 | b | | 具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205058 | 警察庁・厚生労働省 | 外国人に関する医療保険と年金保険の加入分離 | 5119 | 5119004 | | | テンプスタッフグループ | 4 | A | 外国人に関する医療保険と年金保険の加入分離 | 加入資格対象者は社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)はすべて一体で加入しなければならないが、外国人に限り健康保険と厚生年金保険の加入を分離させることを求める。 | 永住ビザを持たない外国人は近い将来必ず帰国するため厚生年金保険への加入を任意とする。 | 医療保険は身近な補償制度であるため外国人の加入メリットはあるが、厚生年金保険は加入しても、年金受給資格を得られず、保険料を支払うこと自体無駄になってしまう。 | 厚生年金法 健康保険法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | b | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、外国人の的確な在留管理が行われることが必要であり、本提案についても、治安対策の観点も含めて検討する必要がある。 | | 必要とされる「外国人の的確な在留管理」の内容、それを行う主体・時期につき、具体的にお示しいただきたい。 | b | | 具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205059 | 警察庁・法務省・外務省 | 日系人の雇用主に対する外国人登録の届出義務化 | 5119 | 5119007 | | | テンプスタッフグループ | 7 | A | 日系人の雇用主に対する外国人登録の届出義務化 | 日系人を雇用している企業に、在籍労働者すべてについて報告義務を課すことを求める。 在留資格証明書の発行手数料を引き下げることを求める。 | 日系人を採用した場合、本人に代わって雇用主が外国人登録の手続きを行う。そして、雇用主が地方自治体に届出する際に、雇用する外国人の在留資格証明書を添付させる。 また、在留資格証明書の発行手数料を引き下げることで、日系人を雇用する毎に当該証明書を発行しやすくなる。それはつまり不法就労者の雇用リスクが回避でき、日系人を多数雇用する業務請負業界の健全化が図れる。 | 人材派遣業界は、労働者派遣法に基づき適正に運用・検証していく仕組みが確立されている反面、業務請負業界は具体的な法規制が存在しない。そのため、疑似請負が横行し、そのチェック機能も働かない。そのため、日系人を活用する業務請負会社は多数存在しているが、不法労働者の活用、社会保険未加入等を防ぐ手段がない。 また、在留資格証明書については、発行手数料が1通680円と高く、不法労働者の採用を回避しようとする健全経営企業(又は日系人本人)にとっては負担が重い。 | 入管法 外国人登録法 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | b | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、外国人の的確な在留管理が行われることが必要であり、本提案についても、治安対策の観点も含めて検討する必要がある。 | | | | | | 205060 | 警察庁・厚生労働省 | 日系人への職安機能拡充 | 5119 | 5119008 | | | テンプスタッフグループ | 8 | B | 日系人への職安機能拡充 | 日系人への職業紹介及び職業訓練機能を、知見があり、かつ適正運営を実施している民間人材派遣会社に開放することを求める。 | 日系人への職業紹介については、外国人における社会保険の適正運用を実施している事業所以外は求人票を受け付けない等規制を強化する。 日本国内での転職を円滑にできるよう、日系人向け職業訓練機能を拡充させ、実績・経験の豊富な民間業者に当該事業を開放することで日系人へのサービスレベルの向上を図る。 | 日系人は、比較的職場で応用の利かない単純業務に就いていることが多く、退職後、他の仕事に就くことが困難である(就ける仕事に限定的)。また、キャリア形成も困難な状況である。民間企業を持つ知見・ノウハウを活用し、日系人の実態にあった適切なサービスが必要である。 | 職業安定法等 | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|--------------|--|-------|-------|---|---------------------------------------|-------|-------|-------|---|--------|--------------------------------|-----------------------------|----------|----------|------|----------------------|---------------------|--------|--------------------------------|---|---|--|--|---|-----------|
| | 警察では、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則(国家公安委員会規則)の中で規定されている警察職員が保持すべき職務倫理の基本を警察職員一人一人が、自らの行動原理として体得し実践するよう、警察学校及び警察署等の職場において職務倫理教育を実施している。 | C | | 警察における職務倫理については、警察職員が警察職員であるが故に保持しなければならない、職務に関連した道義上の規範であり、他の公共団体や民間企業に比べて厳格かつ高度で、私生活まで含むものであることから、第三者機関によるコンプライアンス研修は馴染まない。 | | | | | | 205061 | 全省庁 | コンプライアンス監査システムの導入 | 5120 | 5120003 | | | 特定非営利活動法人日本情報安全管理協会 | 3 | B | コンプライアンス監査システムの導入 | 公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。 | コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不正の予防システムである。 | 昨今、公務員による不祥事発覚が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。 | なし | |
| | 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(国家公安委員会)の施行に伴う関係法令に規定する対象となる手続等を定める国家公安委員会規則(平成15年3月28日国家公安委員会規則第3条第3項) | C | | 規則制定に当たっては、オンライン申請等が非対面の手続であり、また、インターネットというオープン・ネットワーク上で情報を送受信するため、なりすまし、情報の改ざんを防止する手段として、公的認証の実施が必要であるとして整理したものであり、各手続のリスクの有無や軽重については、この時点で十分に検討を行っているところ、公的認証を代替する手段がない限り、これを見直すことはできないものとする。 電子政府利用促進法における、オンライン申請等の利用に関する意見募集については、引き続き行っていくこととする。 | | | | | 205062 | 全省庁 | 利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進 | 5121 | 5121003 | | | 日本マルチペイメントネットワーク運営機構 | 3 | A | 利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進 | 電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえでの利用となりオンライン手続きが非常に身近なものとなり利用の飛躍的な伸びにつながるものとする。また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。 | 電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考える。即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえでの利用となりオンライン手続きが非常に身近なものとなり利用の飛躍的な伸びにつながるものとする。また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。 | 現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者を呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと期待する。 | | | |
| なし | 電子申請・電子納付については、成果重視事業として、目標を設定した取組みを行っている。 | e | | 成果重視事業については、目標を設定するとともに、平成18年より、年ごとに実績評価を行い、利用者の便宜の一層の向上を図る予定である。 | | | | | 205063 | 全省庁 | モデル事業を活用しての電子政府の推進 | 5121 | 5121004 | | | 日本マルチペイメントネットワーク運営機構 | 4 | A | モデル事業を活用しての電子政府の推進 | モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一元化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に実行して欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。 | | | | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | C | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | | C | | 外国人の受入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討が必要と考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生、安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受入れに悪用されているケースが見られるところである。また、こうした研修生・技能実習生が研修・実習の実態がな(資格外活動)を行ったり、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205064 | 警察庁・法務省・外務省 | 外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習期間の延長) | 5124 | 5124002 | | | 株式会社フルキャスト | 2 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習期間の延長) | 現在の制度上最長3年の研修期間、技能実習期間を、数年間期間延長する。 | | 技術移転としての国際貢献の位置付けを明確にするためには、最長3年の研修期間、技能実習期間を経て帰国するのではなく、習得した技能を継承し体得する期間として数年の期間延長が必要である。研修生が一定水準の技能に達した後に熟成期間を置く事で、初めて技術の伝承が可能となる。 | 技能実習制度推進事業運営基本方針技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|---|---|-------|-------|---|-----|---|-------|-------|--|--------|---------------|------------------|----------|----------|------|---------|--------------|--------|------------|------------------|--|---|--|--|-----------|
| 古物営業法第21条の3 | 古物営業法第21条の3では、古物売りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等と認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。 | C | C | 盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物売りあっせん業者に対して、インターネットオークションサイトの運用の改善について指導を実施しているところであり、大手の古物売りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されていることから、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じてインターネットオークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考えます。 | | 1. 「古物売りあっせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導」いただいていることは承知しており効果を期待しているが、法律上は罰則がなく、あくまでも、古物売りあっせん業者の自主的な取組みを期待するものとなっている。 2. インターネットオークションは誰でも出品が可能であり、2005年12月某日の大手古物売りあっせん業者における自動車本体の出品は14,521件、カーナビについては21,664件となっており、本人の特定が難しく、盗品の出品制限が必ずしも遵守されていない。インターネットオークションにおいては、盗難自動車に盗難品の流通防止の責任を課すこと、実効的な効果が期待できることから、再検討頂きたい。 | C | C | 現在、インターネット・オークションを通じた盗品等の流通防止については、警察庁及び都道府県警察において、古物売りあっせん業者に対し、申告義務履行のための自主的な取組みの推進、シリアルナンバー等のある古物を出品する場合には、当該シリアルナンバー等をサイトに掲載するよう勧奨する等の行政指導を継続して実施しているところである。また、大手の古物売りあっせん業者にも、継続的な出品物の監視、会員登録時の本人確認の強化等の自主的な取組みを実施しているところであり、こうした取組みの状況を見つづ、また、他の関係者による施策等についても見ながら、ご提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じてインターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考えます。 | 205065 | 警察庁・財務省・国土交通省 | 自動車盗難対策の強化 | 5141 | 5141018 | | | (社)日本損害保険協会 | 18 | A | 自動車盗難対策の強化 | 祝間または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通防止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化) | 中古車の不正輸出や不正流通のルートに対する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超えると考えられる社会的損失や二次犯罪の発生を抑える効果が期待される。 | 2004年(暦年)の自動車盗難事件数は5777件と、前年に比べ減少したものの、5年続けて50,000件前後の盗難事件数を記録している。また、自動車盗難に係る支払保険金は毎年600億円に達しており、車両保険の普及率が95%であること等を勘案すると、我が国の自動車盗難による社会的損失額は少なくとも1000億円を超えるものと考えられ、これらの資金が犯罪組織に流されるなど、重大な社会的問題であると考えられている。 また、和歌山県で発生したエアガンの発射事件にあっては、盗難車が二次犯車にも使用されることも懸念されることである。さらにコンテナ運用やインターネットオークションなどによる犯罪組織など不正取引を行いやすい環境は変わっており、自動車盗難を削減させる社会的要望は、今後ますます高まるものと考えます。 コンテナへの積み込みもあり、盗難車を他の貨物と偽って、または車両本体を解体して積み込むことにより、盗難自動車と不正に輸出する手段が見られる。具体的な検査事例を見て、警察庁が今年10月に検出した自動車盗難品も盗難車を部品に解体して海外に不正に輸出を繰り返していた。7月に国土交通省が検出した盗難品コンテナを利用して盗難車を海外に不正輸出している。 今年7月から盗難品追跡法の改正により、正規の車検取得の不正輸出が困難となったことから、特にコンテナを利用した不正輸出については、今後、対策を強化していかねば、不正輸出の増加となかねないが懸念している。コンテナを使用する不正輸出防止のためには、コンテナの内容物を確認し、盗難自動車と認められないかどうかを確実に確認することは極めて効果的である。ただし、すべてのコンテナを確認することは現実的に不可能であることから、例えば、仕向地、輸出業者(不特定多数の再生を認めるなど)を特定するなど、広範囲におけるコンテナ内貨物の現物確認を促進していただくようお願いする。また、第三者証明機関の立会いを指導し、同機関によるコンテナ確認の徹底をすることで、大規模な盗難が防げられるものと考えます。 インターネットオークション、車検証が偽造されていないか、車台番号のない自動車が出回っていないか、盗難 | 関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い) 古物営業法第21条の3(申告) | |
| 道路交通に関する条約第24条第1項、附属書9、附属書10 道路交通法第107条の7 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第37条の7、第37条の9、第37条の10、別記様式第22の7 | | C | C | 条約で定められた国際運転免許証の規格等に準拠しないものは、条約上の国際運転免許証ではない。 | | | C | C | | 205066 | 警察庁 | 国際免許証のサイズ変更[新規] | 5144 | 5144084 | | | (社)日本経済団体連合会 | 84 | A | 国際免許証のサイズ変更 | 国際免許証も、国内の免許証同様、カードサイズに変更すべきである。(カードサイズ 縦:5.5cm、横:8.5cm) | | 道路交通法第107条の2 道路交通に関する条約附属書10 | 国際免許証のサイズは、縦:14.8cm、横:10.5cmである。 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | C | C | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | C | C | 外国人の受入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生、安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受入れに悪用されているケースが散見されることである。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなく資格外活動を行った、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205067 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 外国人研修・技能実習制度の見直し | 5144 | 5144086 | 1 | | (社)日本経済団体連合会 | 86 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し | 外国人研修・技能実習制度は、製造業のみならず農業・水産業等多くの産業分野で活用され、わが国及び発展途上国の経済発展に貢献する不可欠な制度として定着する一方で、同制度を低賃金の労働者供給ビジネスとして悪用している団体やブローカーなどが介在する場面も少なくない。従って、同制度の見直しにおいては、制度の趣旨を一層徹底するとともに、不正行為を行った受け入れ機関の新規受け入れ停止期間を5年に延長するなど規制を強化する一方で、過去数年にわたる研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等なく適正な運営を行なっている企業については優良事業者として認定し、下記点を含め、各種の規制緩和策を講じることが必要である。その際には、経済連携協定(EPA)交渉を進めているインドネシアなどからの要望も踏まえ、経済連携協定の枠組みの中で、受け入れ者の要件や受け入れ枠の設定、受け入れ機能の一元化等の適切な仕組みを整備して先行実施することも検討すべきである。 外国人研修・技能実習制度に関する在留資格の創設 研修・技能実習の期間等につき柔軟性を併せ持ち、技能実習の期間等につき柔軟性を併せ持ち、製造業のみならず農業・水産業等多くの産業分野で活用され、わが国及び発展途上国の経済発展に貢献する不可欠な制度として定着する一方で、同制度を低賃金の労働者供給ビジネスとして悪用している団体やブローカーなどが介在する場面も少なくない。従って、同制度の見直しにおいては、制度の趣旨を一層徹底するとともに、不正行為を行った受け入れ機関の新規受け入れ停止期間を5年に延長するなど規制を強化する一方で、過去数年にわたる研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等なく適正な運営を行なっている企業については優良事業者として認定し、下記点を含め、各種の規制緩和策を講じることが必要である。その際には、経済連携協定(EPA)交渉を進めているインドネシアなどからの要望も踏まえ、経済連携協定の枠組みの中で、受け入れ者の要件や受け入れ機能の一元化等の適切な仕組みを整備して先行実施することも検討すべきである。 再技能実習の制度化及び技能実習期間の延長等現地の技能者を多能工として育成するため、また、技術の進展や複雑化に伴いより高度な技術を習得するための外国人研修・技能実習修了 | (左欄より続く) 例えば、新たな在留資格の下では、半年の研修と2年半の技能実習や母国で一定の研修を終了した場合には更なる研修期間の短縮と技能実習期間の長期化を可能とする。 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術等が蓄積されている分野等について対象職種を拡大する。その際には、技能検定やITCO認定に加え、厚生労働大臣が認定する企業の社内検定も活用する。 受け入れ企業・技能実習生双方のニーズに基づき(在留資格の変更)研修・技能実習制度の例外的措置として、わが国の産業競争力、地域経済、国民生活の維持・強化に必要な分野について、特に高度な技能等を修得した者等一定の要件の下で在留資格を変更し、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労することを認める。 | 出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 | 現行の外国人研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修および実務研修)」「生活実習」として研修手当てを支給)と2年間の「技能実習」「労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%(中小企業特例あり)とされ、技能実習修了後、他の職種の技能実習を行うことや在留資格を変更し就労することは認められていない。 2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」においては、同制度の見直しとして、技能実習に係る在留資格の創設や実務研修中における法的保護の在り方、国際貢献に資する観点からの技能実習の対象職種の幅広い見直し、等が指摘されている。 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | C | C | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | C | C | 外国人の受入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 なお、外国人研修・技能実習制度については、本来の趣旨に反し、就労目的・出稼ぎ意識で来日する研修生、安価な労働力確保のために研修生・技能実習生を受け入れる受入機関、両者を取り持つブローカーにより、実質的に低賃金の単純労働者の受入れに悪用されているケースが散見されることである。 また、こうした研修生・技能実習生が、研修・実習の実態がなく資格外活動を行った、研修・実習先から失踪して不法滞在・不法就労を行ったりする事例も増加傾向にある。 | 205068 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 外国人研修・技能実習制度の見直し | 5144 | 5144086 | 2 | | (社)日本経済団体連合会 | 86 | A | 外国人研修・技能実習制度の見直し | 外国人研修・技能実習制度は、製造業のみならず農業・水産業等多くの産業分野で活用され、わが国及び発展途上国の経済発展に貢献する不可欠な制度として定着する一方で、同制度を低賃金の労働者供給ビジネスとして悪用している団体やブローカーなどが介在する場面も少なくない。従って、同制度の見直しにおいては、制度の趣旨を一層徹底するとともに、不正行為を行った受け入れ機関の新規受け入れ停止期間を5年に延長するなど規制を強化する一方で、過去数年にわたる研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等なく適正な運営を行なっている企業については優良事業者として認定し、下記点を含め、各種の規制緩和策を講じることが必要である。その際には、経済連携協定(EPA)交渉を進めているインドネシアなどからの要望も踏まえ、経済連携協定の枠組みの中で、受け入れ者の要件や受け入れ機能の一元化等の適切な仕組みを整備して先行実施することも検討すべきである。 再技能実習の制度化及び技能実習期間の延長等現地の技能者を多能工として育成するため、また、技術の進展や複雑化に伴いより高度な技術を習得するための外国人研修・技能実習修了 | 研修生から技能実習生への移行者が2万人を超えるなど、本制度がわが国および開発途上国において不可欠な制度となった今日、研修・技能実習制度を適正かつ円滑に推進し一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しを行う必要がある。研修・技能実習期間の延長や職種拡大を求める声が多い一方、研修生や技能実習修了期間中の待遇改善や技能実習修了後のインセンティブ付与を求める声も出ている。また、インドネシア経済連携協定(EPA)交渉において、インドネシア側から、研修期間における待遇の改善、受け入れ職種の拡大、研修・技能実習修了後の就労、等につき要望が寄せられていることから、互恵的なEPAを締結していく観点からも、積極的に対応していくべきである。 | 出入国管理及び難民認定法第7条1項第3号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 | 現行の外国人研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修および実務研修)」「生活実習」として研修手当てを支給)と2年間の「技能実習」「労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%(中小企業特例あり)とされ、技能実習修了後、他の職種の技能実習を行うことや在留資格を変更し就労することは認められていない。 2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」においては、同制度の見直しとして、技能実習に係る在留資格の創設や実務研修中における法的保護の在り方、国際貢献に資する観点からの技能実習の対象職種の幅広い見直し、等が指摘されている。 | |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|--------------|-----------------|-------|-------|---|-----|---------------------------------------|-------|-------|--|--------|---------------|---|----------|----------|------|---------|--------------|--------|------------|---|--|---|--|--|---|
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205069 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 外国人企業との契約に基づく(専門的・技術的分野の外国人受入に係る在留資格の早期整備 | 5144 | 5144087 | | | (社)日本経済団体連合会 | 87 | A | 外国人企業とわが国に本店、支店、その他の事業所を有しない場合には、在留資格「企業内転勤」に該当せず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しない場合には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の要件も満たさない。さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期にわたり滞在することはできない。 | 近年、わが国企業との国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやシステム開発のアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力・事業再編等が増えている中、これら外国人を受け入れるための制度の整備が強く求められている。しかし、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しない場合には、在留資格「企業内転勤」に該当せず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しない場合には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の要件も満たさない。さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期にわたり滞在することはできない。 | 出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令 | わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結し、同契約を履行するため当該外国企業に属する専門的・技術的分野の外国人を一定期間わが国に受け入れる必要が高まっているが、このような高度人材がわが国に滞在し必要な業務を行うための在留資格が整備されていない。 2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(決定)」では、当会が昨年度の要望を受け、「我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために受け入れる海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人が長期的に在留できるように、国内法制との整合性に留意しつつ、早急に検討し、結論を得る。」平成17年度検討(結論)とされた。 | | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205070 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 外国人の介護分野での在留資格の整備 | 5144 | 5144088 | | | (社)日本経済団体連合会 | 88 | A | 外国人の介護分野での在留資格の整備 | 当国、介護業務に関する専門性を有するとされている介護福祉士については、介護事業者等からの要望を踏まえて新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の高校卒業と同等程度の中等教育を修了した外国人で一定の日本語能力を有する者については、「留学」等の在留資格においてわが国に2年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を取得することを認め、介護福祉士の資格取得後、新たな在留資格に変更することを可能とすべきである。(右欄へ続く) | (左欄より続く) 将来的には、介護福祉士試験の受験による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を支援すべく、わが国の訪問介護員養成研修事業者等が日本語教育ならびに日本語の指導を受けることを検討すべきである。 | 介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。今回の日比合意は、とりわけこれまでに専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できる。しかしながら、わが国の介護サービスの維持・充実の観点からも、EPA交渉において合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。 | 出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法 | 2004年11月に日比経済連携協定が大筋合意に達したことにより、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認める(滞在期間の上限4年)とともに、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労が認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する特権も設けられることとなった。 しかし、具体的な受け入れ人数については、日本側がフィリピン側と相談して決めるとされるときに、与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。また、他の外国人については、例えば介護福祉士の国家資格等を得た入国は認められていない。 |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205071 | 警察庁・法務省 | 高度人材に対する在留期間の長期化 | 5144 | 5144089 | | | (社)日本経済団体連合会 | 89 | A | 高度人材に対する在留期間の長期化 | わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け入れをより一層促進すべく、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」「技術・投資・経営」等、総じて専門性が高く(不法滞在者も少ない)分野の高度人材(いわゆる「高度人材」)については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸ばすべきである。(省略あり) | 専門的・技術的分野の中でも、在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題を発生を防止することができるとともに、問題のない「高度人材」の身分の安定性は高いと高まると考えられる。 なお、その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づいて在留資格者などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、引き続き2006年度中に結論を得るための検討が行われることを期待する。 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2 | 出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要がある」として、在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を検討し、また、併せて高度人材に含めない専門的・技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく、としている。 | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 制度の所管官庁は法務省である。 | c | | 平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。 | | 「所要の措置」が講じられる時期、主体、内容につき、具体的にお示し願いたい。 | c | | 外国人の受け入れを検討する大前提として、外国人の在留管理の在り方について検討する必要があると考えるが、具体的な施策については、現在、在留管理に関するワーキングチーム等において、関係省庁で検討を行っているところであり、その具体的内容、主体、措置時期については、示す段階にはない。 | 205072 | 警察庁・法務省・厚生労働省 | 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し | 5144 | 5144090 | | | (社)日本経済団体連合会 | 90 | A | 専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し | 現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて、政府全体としていたずらに結論を先送りすることのないよう、期限を明確にした上で可及的速やかに検討を進めるべきである。 当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第一の二に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより柔軟に解釈して基準命令を見直し、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受け入れを推進すべきである。具体的には、高校卒業若しくはこれと同程度の中等教育を修了していること。(右欄へ続く) | (左欄より続く) 一定以上の実務経験等を有すること(例えば、海外の日系企業等で4年以上研修・技能実習で3年修了など)、一定以上の日本語能力及び技能評価を受けていること(例えば、技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など)を条件とし、「技能」の在留資格の下で日本国内での就労を認めるべきである。 同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しに併せて、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動も適用されるよう検討すべきである。 | 今後、労働力人口の減少が不可避的な状況にある中、わが国の国際競争力の維持・強化等を図る上では、わが国にとって付加価値の高い外国人労働者を適切に受け入れていくことが重要である。とりわけ、わが国の競争力の源泉である生産現場に不可欠な「技能・知識・ノウハウ」を有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持する上で不可欠な人材などとして積極的に受け入れる必要性が高まっている。 例えば、マシキーパー(生産システムのメンテナンスを迅速かつ確実に行うための電気機械等に関する高度かつ広範囲な専門的知識と技能を有する人材)などや研修・技能実習終了後の就労(金型加工等のわが国の産業競争力の維持・強化に必要な分野)などに関し、わが国産業界のみならず、日インドネシアEPA交渉においてインドネシア側からも関心が示されている。(省略あり) | 出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 | 現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理法で定められているのは、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の14資格(「外交」、「公用」を除く)であり、その具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて定められている。 2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、「専門的・技術的分野における外国人労働者の受け入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的・技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っていく」と指摘するとともに、「現在では専門的・技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて着実に検討していく」としている。 |

| 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | その他 | 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要(対応策) | 管理コード | 所管省庁 | 要望事項(事項名) | 要望主体管理番号 | 要望事項管理番号 | 分割番号 | グループ化番号 | 要望主体名 | 要望事項番号 | 要望種別(規制改革) | 要望事項(事項名) | 具体的要望内容 | 具体的事業の実施内容 | 要望理由 | 根拠法令等 | その他(特記事項) |
|-------------|---|-------|---|--|-----|--|--------|---------------|------------|-------|---------|--------------|----------|----------|------------|---|---|--|--|---|---------|------------|------|-------|-----------|
| 古物営業法第21条の3 | 古物営業法第21条の3では、古物競りあせせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。 | c | 盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物競りあせせん業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善について指導を実施しているところであり、大手の古物競りあせせん業者において、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されていることから、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じてインターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。 | 1. 「古物競りあせせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導、いただいていることは承知しており効果を期待しているが、法律上は罰則がなく、あくまでも、古物競りあせせん業者の自主的な取組みを期待するものとなっている。 2. インターネットオークションは誰でも出品が可能であり、2005年12月某日の大手古物競りあせせん業者における自動車本体の出品は14,521件、カーナビについては21,664件となっており、本人の特定が難しく、盗品の出品制限が必ずしも遵守されていない、インターネットオークションにおいては、盗難自動車に限らず、盗難品の流通等を防止する対策を確立する必要があると考える。 上記を踏まえ、インターネットオークション事業者に盗難品の流通防止の責任を課すことで、実効的な効果が期待できることから、再検討頂きたい。 | | 現在、インターネット・オークションを通じた盗品等の流通防止については、警察庁及び都道府県警察において、古物競りあせせん業者に対し、申告義務履行のための自主的な取組みの推進、シリアルナンバー等のある古物を出品する場合には、当該シリアルナンバー等をサイトに掲載するよう勧奨する等の行政指導を継続して実施しているところである。また、大手の古物競りあせせん業者においては、盗品等の流通防止を図るため、継続的な出品物の監視、会員登録時の本人確認の強化等の自主的な取組みを実施しているところであり、こうした取組みの状況を見つつ、また、他の関係者による施策等についても見ながら、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じてインターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。 | 205073 | 警察庁・財務省・国土交通省 | 自動車盗難対策の強化 | 5144 | 5144083 | (社)日本経済団体連合会 | 83 | A | 自動車盗難対策の強化 | 税関または第3者証明機関による、コンテナ内貨物の現物確認を強化すべきである。 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通を阻止するために、古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則を制度化すべきである。 | 〔実態理由〕 2004年(暦年)の自動車盗難件数は58,737件となり、前年よりは減少したものの、5年続けて60,000件前後の盗難件数を記録している。また、自動車盗難に係る支払保険金は毎年600億円弱に達している。この損害保険で支払われた額と保険の普及率を勘案すると、我が国の自動車盗難による社会的損失額は1000億円を超えると考えられ、これらの資金が犯罪組織に遺流されるなど、重大な社会的問題であると認識している。 また、和歌山県で発生したエアガンの発射事件があるように、盗難車が二次犯罪に使用されることも懸念されることである。ただし、優良事業者を指導し、また、第3者証明機関の立会いを指導し、同機関によるコンテナ確認の徹底をすすめていくことで、大幅な改善が図られる。 インターネットオークションに、車検証が備わっていないが、車台番号のない自動車が出品されており、盗難車流通経路の一つとなっている。今後、盗難自動車の海外への不正輸出が困難となってくれば、国内での中古車の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが増加して行くことが予想される。(左欄より続) | 〔左欄より続〕 今年の7月から正規の業務通関での不正輸出が困難となったことから、特にコンテナを利用した不正輸出については、今後、対策を強化していかねば、不正輸出の温床となりがちな、コンテナを使用する不正輸出を防ぐためには、コンテナの内容物を確認して、盗難自動車が行き先でないかどうかを厳重に確認することは極めて効果的である。ただし、すべてのコンテナを確認することは現実的に不可能であることから、例えば、仕向地、輸出業者(不特定多数の荷主を扱うなど)を限定するなどして、税関におけるコンテナ内貨物の現物確認を促進すべきである(ただし、優良事業者を指導し、また、第3者証明機関の立会いを指導し、同機関によるコンテナ確認の徹底をすすめていくことで、大幅な改善が図られる。 インターネットオークションに、車検証が備わっていないが、車台番号のない自動車が出品されており、盗難車流通経路の一つとなっている。今後、盗難自動車の海外への不正輸出が困難となってくれば、国内での中古車の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが増加して行くことが予想される。(左欄より続) | また、カーナビゲーション・カーステレオ等についても膨大な数の商品が出品されているが、車上ねらいで盗まれたカーナビゲーション・カーステレオ等についても多くの盗難品がネットオークションを通じて処分されていると仄聞しており、インターネットオークションの管理強化は必須であると考え、 警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物競りあせせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導していると聞いて、自主規制的なものではなく強制的に盗難車を流通させないような手段を講じさせるため、オークション事業者の申告義務違反に対する行政処分・罰則を制度化すべきである。 (根拠法令等) 開税法基本通達67-1-20 古物営業法第21条の3 | 近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザー等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。 道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することになった。 | | | | | |